

俄に人を日本に歸し、切支丹邪宗門の禁札を取除かせて間もない野蠻國の日本に、基督教の學校を立てるといふ雲を捉むやうな話には誰も乗る者がなかつた。その野蠻國の青年を十年も世話してやつたハーデイ氏さへ、その計畫を發表してみるもよからうが駄目だらうといったのである。大會の主もな人達は會期中に議了することが六つかしいと思ふ程の議案があるのに、新嶋に長談義をせられては困ると簡単な文章にしてこいと言命じた程に迷惑がつたのである。然るに先生は脱走した故國へ十何年目にか歸る。そしてこの學校を以て國に報ひると思つて愈演壇に立たれた時には感慨無量、もう文章も演説もあつたものでなかつた。拙い亂れた英語と嗚咽と涙とばかりであつた。滿堂の會衆は却つてこれに激動されその資金を得なければこゝを去らないといふ言葉の終るか終らない内に州知事ペーヂが立上つて一千弗の寄附したのを始めとして五千弗許り集

つたのである。意外な出來事に米國傳道會社は仕方なく、牛に曳かれて善光寺詣をした。米國傳道會社が世界の宣教史上に大功名を遺したのは實は怪我の功名で、是れ同志社が人によつて、なく神によつて立てられた所以の一である。

さて新嶋先生を榎村知事に紹介したものは、先年岩倉公と共に歐米へ派遣された間に先生の人物を知つた木戸孝允である。先生を山本覺馬先生に紹介した者は勝安房である。先生が東京で勝安房に學校設立の話をせられると、勝がそれなら京都に山本覺馬といふ偉い人が居るからそれに相談せよといつて先生を紹介したのである。新嶋先生は大阪から入洛すると三條の「くぎぬき屋」に滞在して山本先生と交渉せられた。けれども山本先生が新嶋先生の同志社成立を助成せられた素地は已に三四年前に出來て居つたのである。京都府は博覽會を開いて明治五年には明治

天皇が臨幸になる、祇園に歌舞練場を設け博覽會の餘興の都踊を創始するので、京は大賑ひ、殊に當時漫に内地へ旅行出来なかつた外國人を歓迎したので、それを機會に宣教師のギユリキ博士やゴルドン博士等が入洛して、有名な盲顧問に會ひ、ゴルドン博士が漢文の「天道溯源」などを贈つて居つた。この書物が食るが如くに西洋の新文物を受入れた山本先生に已にある感銘を與へて居つた處へ、元治元年の七月己等が木戸孝允等を相手に蛤御門で攫み合ひをして居つた間に、同じその七月に、故國を脱して米國へ渡り、十年間も米國で新教育をうけ、その木戸孝允と舊知己の勝安房とに紹介せられたので入洛した新知識が學校の話をすると共に漢文の聖書を読み聽かせて道を説いたのである。そこで山本先生は横村知事を動かしたばかりでなく、己れ自ら仲間に入つて明治八年結社人新嶋襄山本覺馬の名で同志社を創立されたのである。山本先生は會

津侯の守護職時代に京都に洋學所を設けられたことは既述の通であるが慶應二年頃曾て歐洲に留學し歸來將軍徳川慶喜の外國語師範をした西週の事を聞き、勝安房の紹介で西に就て西洋の教育の事を聽かれた程に教育事業に熱心であつたのである。

新嶋先生は山本覺馬先生との會見に就て米國の恩人ハーデイ氏に次のやうに書いて送られた。『四月上旬に私は京都へ着き、京都府知事とその顧問山本氏とに面會し、學校創立の話をしました。兩氏共理學を教授する學校は同意ですが、基督教を傳へる事は當分覺束ないと思ひました處山本氏は已に基督教に賛成してゐました。ゴルドン博士の以前に贈つた天道溯源を読み、それにつき話されましたその言葉に「曾て私の胸中に満ちて居つた多くの疑は一度この書を読んで氷解しました。常に國家に盡したいと希ひ、中頃法律でその希望を達しやうとしたが、遂に成す所

がなかつた、今この書をよみ、人心の改善は只宗教に依るべきを悟つた私が久しく暗々裡に求めたものは即ちこの宗教の説く所のものに外ならなんだ」また「この宗教は社會一般に傳へるべきものだから願くはその學校を京都に設立せられたい」と言ひました。山本先生が天道溯源からそんな強い感銘をうけて居つたとは新嶋先生に意外だつたのである。山本先生は學校設立の際、外國教師招聘に就いてその筋の了解が困難なので新嶋先生の心痛を思ひ、妹八重子を問ひにやつた處が、天がこの事業を成功せしめると答へられたので、心配するに及ばぬ必ず成功しやうといはれた。學校は明治八年十一月廿九日に創立された。同志社と名をつけたのは山本覺馬先生である。左は設立の趣意生徒募集の刷物である。

同志社廣告

一、我輩同志ノ徒我國ニ於テ文學ノ隆興センコトヲ望ミ明治八年新ニ一

社ヲ設ケ英學校ヲ開キ之ヲ名ケテ同志社ト曰ヒ米國宣教師ジェー・デー・デヴィス理學士、ドワイト・ダブリュー・レールネツド等ヲ招シ普通學科ヲ教授セシメ且内外教師數名ヲ雇ヒ其足ラザル處ヲ補ハシム

一、學校ハ上京第十區相國寺門前町ニ在リ、此ノ地廣豁大氣ノ流通頗ル好ク市中トハ雖モ鬧熱ノ地ニ遠ザカリ閑靜ニシテ讀書ニ宜シ且塾舎ヲ清潔ニシ飲食ヲ注意シ務メテ健康ニ益アラシムルヲ以テ學業ヲ修ムルニハ實ニ佳適ナリト謂フベシ有志ノ諸君左ノ概則ヲ一覽シテ子弟ノ來學ヲ促サンコトヲ深ク冀望スル所ナリ

同志社概則

(通學生の授業料一科に月貳拾五錢但し二科以上は入塾生と同じく、入塾生は授業料毎期に壹圓五十錢毎週食料五十錢、入學資格は小學卒業程度若しくはその程度の者であるが、その他數項は省略して學科を記

載する)

- 一、當今教授スル所ノ學科ハ左ニ記ス
- 英學、綴字、正音、讀本ウイルソン、文法ビニオー
- 支那學、史類(本朝史、支那史)
- 文章學、復文、譯文、散文
- 算術、デヴィス、プラクテカル
- 點算、デヴィス、エレメンタリ
- 三角法、デヴィス、エレメンタリ
- 地理、ミチエル
- 天文、ステイール
- 物理學、ガノツト
- 人身窮理、ドールトン

- 化學、ステイール
- 地質學、デーナ
- 萬國歴史、ギゾー
- 萬國公法、ウールセー
- 文理學、ホイトレー
- 經濟學、ウエーランド
- 性理學、ヘーブン
- 修身學、ホブキンス
- 講說、演說

一、以上ノ規律ニ從ヒ入塾ヲ求ムル者ハ上京第十區相國寺門前同志社英
學校ニ來リ執事ニ面會シ入塾ヲ求ムベシ

明治十一年六月

京都上京第二十二區寺町通松蔭町十八番地

同志社々長 新 嶋 襄

同上京第二十一區下丸屋町四百一番地

結社人 山 本 覺 馬

デビス博士の傳記は英文で出來て居る。この米國理學士レールネットドとは同志社に教授する事五十三年、八十の齡を越えて今年故國へ歸へられたラーネットド博士の事で、博士はハーバードに並び稱せられるエール大學を同點で卒業した首席二人の一人であつたが、あんな秀才であつて日本なごへゆくと怪まれながら來朝し、同志社創立當時は英語數學理化學政治經濟から體操まで擔當した。その頃盜人の白狀によつて裁判所から博士を呼出しその盜まれた物を渡さうとすると、盜人にやつてくれといひ、さつさと歸つてきたので同志社には聖人があると噂せられた有徳

の學者である。同志社女學校もデビス博士が官からの入洛の許可を待つてゐる間に米國へ書送られた書簡にある如く、山本先生が京都に基督教の女學校開設の事を同博士に話され、それがデビス博士の考と一致して立つたものである。

京都で演說會といふは山本覺馬先生が初代の同志社同人を率て演壇に立てたのが最初である、會場は寺町四條下ル大雲院の寺中見性(?)寺であつた。中村榮助氏司會で、演說者は先生の外に、齊藤實、後藤新平と共に奥州水澤の三秀才といはれ、その中でも一番秀でて居つた故山崎爲徳、新嶋先生の腕となつて同志社の教務を切廻し、朝鮮銀行總裁になつた故市原盛宏、のち關西貿易會社支配人であつた故上野榮三郎その他であつた。それを新聞が報道して中村榮助ちふ人が司會といふ事をして演說といふ事が始つた。きけばいそつぷ物語のやうなものだつた云々とし

であつた。門をしめる程の盛會で、僧侶が騒いだ。それまで京都で演説なごはしなかつたのであるが、傳道の必要上同志社では已に演説の練習をやつて居つたのである。

十四年に横村知事が去つて代りに北垣國道が來る。北垣知事も人を介して折々府治上の事を山本先生に諮問して居つた。その人とは府の庶務課長であつた會津人東伍一、もと井上金吾といつた人である。北垣知事の疏水の大工事に御土産金の十萬圓とその利殖と計六十萬圓を使はせたのは實は山本覺馬先生の智慧であつた。この六十萬圓は熟々考へると奇妙な性質のものになつて居つて所有權に就いて議論があつた程である。京都へ下賜なつた金を運用して儲ける府の吏員の俸給は政府が出して居つたから、京都は無給金辨當持の手代を使つて商賣をして居つたので、こんな有利な事業はさきにもある筈がない。その金と牧畜場その他の事

業會社を拂下げた金なきが積つて六十萬圓になつて居つたのである。

疏水事業も米國傳道會社と同じく怪我の功名であつた。北垣知事が計畫した時の疏水の目的は單に水運位に過ぎなかつた。伏見のインクラインも偶然出來たものである。最初伏見への運河は武石浩波が飛行機から落ちた練兵場の一本松の處を通る設計だつたのを、深草村の元府會議員青山良輔府會常置委員寺内計之助等が村を早魃から救ふために、現在の街裏を通るやうに陳情し、その結果伏見インクラインの落差が生じたのである。それは小事だが、水電事業も工事中に瑞西や、米國で經營せられたこゝが知れ、それを調査に行つて京都でも中途からやつた仕事である。若しその時分に西洋に水電事業が起つてゐなかつたならば、疏水の効果は洛南と洛北に灌漑の水を供すると共に、山科の畑地を若干水田に變換し得たに過ぎなかつたのである。當時電力の賣口がなくて弱つて居

つたのを高木文平、大澤善助氏等を買つて電鐵や電燈事業を起したのである。併し兎に角、疏水の大事業が完成せられたのは御土産金とその莫大な利殖金があつたからである。前に種々の新施設に用ひた皇室の恩恵を二度目にまたこの大工事に用ひたのは山本覺馬先生の智慧によつたのである。

京都府會議長

最初の府會議員人名 開會式と閉會式 会場は中學の講堂 挿話

府知事の不法徴税 府會内務卿へ上申 横村府知事風伏

府縣會規則が發布せられ明治十三年三月二十五日京都府會が開設せられた。この最初の府會は上京區下京區各五人、宇治久世二郡が一區で五人、他は一郡五人宛計九十五人の議員から成立つて居つた。それが多少

變つて十四年二月には上京二十一人下京二十六人で郡部と同數となつたのである。この第一回に選出された議員は上京から山本覺馬先生、山鹿九郎兵衛、吉田安寧、山中平兵衛、山中小兵衛、下京からは杉本新右衛門、田中善八、柴田彌兵衛、井上治郎兵衛、安村吉兵衛であつた。郡部議員で後ちに、代議士になつた人々は、愛宕郡の松野新九郎、綴喜郡の田宮勇、西川義延、伊東熊夫、南桑田郡の垂水新太郎である。垂水新太郎は山本先生の門人であるが、他の門人達で、京都の文化に種々重要な役目を勤めた門人達は田中源太郎が十三年三月に補缺當選中村榮助が十四年三月に同じく雨森菊太郎大澤善助が十七年の半數改選に當選した。さて第一回府會は三月三十日中學校の正堂で開かれた。その後數年間この中學校の講堂が議場に當てられて居つたのである。その日知事横村正直大少書記官以下屬僚を従へて臨み、左の告辭を述べた。

政を論ずる者、政を施す者、其意志の嚮ふ所、唯民を安ずるの一點に止るのみ。然り而して時に相背馳する憂なき能はざる者あるは何哉。是れ他なし、机上の想像實施の履行、或は眼前の便否を見、或は遠大の利害を圖るとの異なるにあり。今府會の議する所、案に制限あり、遍く大小の庶政を論ずるを得ずと雖も諸議員心を實施に潛め、慮を遠大に回らし、懇に其の議を盡せよ。

それから府會は議長及副議長を選挙し、先生は推されて議長となられた副議長は松野新九郎が挙げられた。

第一回府會は開會日數三十七日で、正副議長選挙と、經常費として警察費支出の件、その他徴税の件を議決し、五月五日閉會式を行つた。知事以下臨場左のやうな演説で議員の勞を謝した。

開會以來各員が精神を言論に現はし、討論したる所の成果は首尾完

全にして喜悅に堪へず。就ては府廳に於ても精々民費を減ずるやう盡力すべし。茲に諸員が數十日間精勵の勞を謝す。

議場に當てられて居つた中學の講堂は、太い圓柱が立つて居つて、一寸寺の堂のやうであつたが、外から窺けたので、當時學校の生徒がよく議事を窺きにいつた、山本先生は盲目で足も不自由であつたから、履物に後掛けをし、書生に扶けられて進退せられ、議長席には大きな座蒲團が敷いてあつて、先生は雄偉な體でドツカリその上に坐つて居られた。先生の兩眼の役を勤めた者は顧問以來先生に引立てられた丹羽圭介氏で、氏はその時特に府會の書記に任せられたのである。

明治十三年度通常府會は同年五月七日同じ場所で開かれ、知事以下各屬僚も出席、開期は八十五日で七月三十日閉會したが、この開期中府會は地方税追徴布達に就いて審議した結果、遂に府知事との正面衝突ミな

り、十月六日開會の臨時府會まで持越すこと、なつた。臨時府會は十月十六日開會、遂に問題の十三年二百一十一號の布達は取消となり、更に改めて地租割、戸數割追徴議案發布の件を附議可決し、半歳に亘る葛藤も事實上知事の屈服によつて局を結んだ。先生はそれを機會に議員及議長の公職を辭せられた。何しろ議會とはごんなものか知らない人達の寄合つた初めての府會であつたから、何かで議長が一議員に退場を命じると他の議員があつたのかと議長に質問し、次の時間にその退場せられた議員を、再び席に就かすと、皆が呆然として居つたといふ話が遣つて居る程な府會で、その議場を先生が整理し、議事を進行させ、全員を指導されたのである。そして府知事の違法に對しては民權擴張のため府會を率ひて敢然抗爭されたのである。

府會と府知事との衝突に就ては「京都府會史」に次のやう記載せられ

てゐる。

地方税追徴布達に關する事件概要

明治十二年度第一回府會に於ては、地方税一切の事、創始に屬し、殊に其賦課徴收の方法、賦税の課目、程度に至りては其準據する所最も乏しく、甚しく困難なるのみならず、既に當時の議事に錄せし如く、其議案も亦甚だ不完全にして、到底正確の見込を立つるに由なく、已むを得ず、原案に付稍修正し、可成的苛重偏頗なからんことを期し、之を議決せしが、府知事に於て之を實施せられしに及び、已に十二年第二百五十號第三百三十三號を以て、地方税の地と戸とを課するものを徴集するの布達を發行し、又十三年五月に至り、更に第二百五十一號を以て追徴布達せられたり。當時第二回通常議會開設中なるを以て、第二百一十一號布達に對し、其理由を審査せしも、何の法律により發行

なりしや了知すべからざるを以て、伺書を知事に呈し、此より一場の紛議を生じ、遂に内務、大藏兩卿に上申書を呈し、其の事實を具し再度まで議案を府知事に返還するに至れり云々。

明治十三年第一回府會の議案中、地方税を地と戸とに賦課する議案は當時多少の修正の上可決されたものなのに、また之が實施に當り、府は第二百五十號、及第三百三十三號を發布したに拘らず、更に十五年五月第二百一十一號を發行して追徴布達をなしたがため、府會はその權限を蹂躪せられたのを憤り、府知事の越權を糾弾するため、横村知事に質したけれどもその要領を得ず、遂に中央政府に彈劾的上申をなすに至つたのである。第二百五十號及第三百三十三號とは次の布達である。

第二百五十號

地方税の内、地と戸とに課するもの明治十二年の額左の通り

一、地租五分五厘八毛五二(即ち地價百圓に付貳拾九錢貳厘六毛)

一、戸數割一戸に付貳拾九錢貳厘六毛

右之通に有之、就ては該年度に於ては郡區役所敷地買上代、廳舎建築費及備付諸器具買上代等前半年度内のみに要する分有之候に付右課額の内、十分の五分五厘一毛を前半年度内に徴し、四分四厘九毛を後半年度に徴すべき事

右之通管内無洩相達する者也

明治十二年六月三十日

京都府知事 横村正直

第三百三十三號

本年六月第貳百五十號布達地方税、地と戸とに課するの額左の通正誤す。

一、地租五分〇五厘九毛〇四（即ち地租金貳圓五十錢に付貳拾九錢五厘二毛）

但し改租未済の土地は、昨年第十九號（當時二百四號）布告の制限に照準し、追て改租済の上決算差引すべき儀と可相心得事

一、戸數割一戸に付金貳拾九錢五厘貳毛
右之通管内無洩相達する者也

明治十二年八月二十七日

京都府知事 横村 正直

然るに府知事は物價騰貴を理由として翌十三年五月更に布達第二百一號で、地租と戸數割に就て各拾貳錢壹厘七毛の追徴を布達し、折柄開會中の第一回府會に事後承諾の協賛を求めたのである。府會は審議の結果、之を不當とし、議長から左の伺書を提出した。

當府第二百一號布達を以て十二年度地方稅豫算徵收額に不足を生じ候趣にて更に豫算取消の上、追徴相成趣御達相成、右者何等の法律に依り御追徴相成候儀に候哉至急御指令相成度此段相伺候也

明治十三年五月二十七日

京都府會議長 山本 覺馬

京都府知事 横村 正直 殿

六月四日傲岸な府知事は議長を喚び、前記の伺書中、何等の法律云々の文字は不穩當だから他の文字に改め、更に伺出るやう示達した。そこで先生は府會本會議に之を諮つたが、府會はその必要を認めないし議決したので、そのこゝを附言して再び知事の許へ提出した。六月十日知事は左の指令を以て府會に回答した。

十二年度府會議決を以て施行候儀と可心得事

明治十三年六月十日

府

知事

一九八

そこで府會は知事の高壓的解答を難じ、内務卿に狀を具し、その指揮を求むることを決議し左の伺書を提出した。

地方税徴収の儀に付伺

客年明治十二年度地方税支出徴収兩議案 本會決議を以て府知事に上呈し、認可の上施行ありたる内、地租割戸數割の兩税、同年六月三十日、同八月二十七日兩度に別紙甲乙印の通布達徴収せられ、尙又本年五月二十二日別紙丙印を以て追徴せられたり、此に於て本會大に疑團を生じ、乃ち客月二十七日を以て別紙丁印の通知事に伺出候處朱書の通指令有之候得共、本會に於ては追徴の決議致候義無之を以て、益疑を生じ候に付、不得止更に御省に伺出候儀に有之候。抑地方税收支の豫算を議定するは、固より府會の權内にして、府知事の專斷するを得

ざるは則ち府縣令規則に明瞭なるは、復喋々の辯を要せず。然るに客年下附ありたる營業雜税徴収法議案は、各業の徴収金額を議するに止まり、其徴収方法及豫算の金額等は議し得べからざるものなりしに付本會より更に府知事に請求せし處、参考のためとして兩税徴収金額豫算の計算書及び出納計算書等を交付せられ候に付、乃ち該書を以て準據とし、其等納金額を議定し、併せて地租戸數割の權衡を議定致候義に有之、右の事由なるが故に、府知事に於て、地、戸の兩税を府會決議の權衡により、其豫算價額を定め、之を徴収するは寔に止むを得ざるものに候得共、既に一度豫算を立て、之を徵集し、更に豫算を立て追徴するに至りては何の據る所ありて然るか、其理由了解難致候。且又明治十一年二月八日御省乙第七十九號御達第二項は地方税一年度間の出納實費に付殘額不足ありたる時は、翌年度に繰越し、又は翌年度

分を以て補缺すべき旨を明示せられたり、然れば則ち地方税の残額不足は、同年度内に於て府知事の自ら處分すべき義には決して有之間敷若し豫算の日目大に齟齬し、巨萬の不足を生じ、財政困難翌年度分より補缺するこゝを待つべからずして、之を追徴するときは、必ず之を府會に付し、其決議を経、然る後施行せらるべき義と存じ候、因て前陳府知事の更に豫算を立てられしと、不足の金額を追徴せられしとの兩項丙印伺書に對したる指令にて、益々疑惑罷在、此の如きは將來大に彼此の職掌權限(脱字か)候に付、如何相心得可然る哉、至急電報を以て御指示被成下度、此段全會の意見を以て奉伺候也

明治十三年六月十四日

京都府會議長 山 本 覺

内務卿 松 方 正 義 殿

右伺書提出後時日を経過したに拘らず、何の指令もないので更に議長山本覺馬の名で電報を以て指令を促した處、漸く六月三十日に至り、左の電報の回答があつた。

地方税追徴の儀に付、差出したる伺書は建議を認め、其儘留置き指令に及ばず。

府會はこの回答に接し、種々討議したが、伺書は建議の意味で差出したものでないから、更に電報で飽くまで指令を請求し、若し指令なく依然建議を認められるなら其理由を示されることを要求することに決し、更に左の照會を内務省宛に發送した。

内務省 京都府會議長 山 本 覺 馬

さきに地方税追徴に付差出したる伺書は建議を認め指令に及ばれざる旨御報あり。然るに右の事たる、非常に起りたる者にして、法律上明

文なく、將來大に彼此の權限に關係あるに付、伺ひたるわけにて、素より建議の旨意にあらざる故、更に曩に伺書に對したる御指令を仰ぐ若し御指令成難き事ならば、建議と認められたる理由を示されんことをねがふ。

併し内務省は矢張何とも指令せなんだ。そして府會は閉會した。それから數日を経て十月十六日、府知事はまた臨時府會を召集し、府知事代理が臨場して、先づ口頭で左記下渡書と同様の理由を述べ、改めて内務省への伺書を却下することを告げその却下の達し伺書とを府會に交付した。即ち

本年當府第二百十一號達の義に付別紙内務省への伺は同省に於て建議を見做し留置相成候得共、尙指令を請求するに付ては、右伺書の如き指令を要するものは都て府知事へ申出、其指揮を受くべき筋に付、其

旨を以て伺書は當府より却下可致段達有之候、因て別紙下渡候條可相心得事

明治十三年十月十六日

京都府知事 横村正直代理

京都府大書記官 國重正文

さうして國重知事代理は伺書を却下すると共に付け加へて言つた。本書却下の上は府會は更に改めて府廳へ伺出るべき筈だが、府廳は已に其伺書に就て府會の意の存する所をよく知つて居るから、再びその伺書を待たずに、本臨時府會を開いた。そして府廳は次の如く三百八十六號布達で前布達を取消し、改めて追徴の議案を府會に提出する次第だと、

第三百八十六號達

詮議の次第有之、本年當府第二百十一號布達は一旦取消候事

右之通管内無洩相達者也

京都府知事 横村正直代理

京都府大書記官 國重正文

茲に至つて府會は遂にその主張を貫徹し、流石の横村府知事を屈服せしめたので、改めて府の追徴案を審議し、協賛を與へた。

右のやうに先生は官尊民卑の風盛な時代に府會を率ひて半歳の間傲岸な知事と抗争を續け、地方自治のために虹のやうな氣を吐かれたのである。曾てその人のために籌謀畫策し、その人の拘禁を釋くため、三百里の途を驅けられたその横村知事に痛撃を加へて、反省せしめると、直ぐ府會の席を去られたのである。先生は後ち暫く商業會議所會頭をして府の商工業に貢獻せられた。

先生の經濟思想

金本位と中央銀行論 松方大藏卿驚く 松方の紙幣銷却と先生
 ビ
 スマークの經濟論を稱讚 西郷の敗北を豫言 貨幣の單位は五十錢
 以下、貨幣は鼠 日本は將來問屋がよい

先生は夙に金貨本位を唱道せられた。その説に「支那印度は銀貨本位だが、銀はその價值變動甚しく、外國貿易に障害を來す事が多い。日本もある時期に至れば必ず金本位にならねばいけない」また「國の經濟は是非とも中央銀行を設けて、金融を圓滿にしなければならぬ」と。當時太政官紙幣の發行せられて居つても兌換券ではなかつたのである。先生は兌換券を發行しなければ、國會を開き立憲政治を布ても、事實上何の益もないと論ぜられた。これは明治十年頃の先生の説である、これより先明

治五年八月五日國立銀行條例が發布せられ、土地の廣狹、人口の多寡によつて全國に相次で百五十二箇所の國立銀行が設けられ、士族の公債(家録奉還の)を擔保として紙幣が發行せられた。是は米國の範をとつたのであるが、利子の高低相違があつて、産業の發達普及を阻害する傾向があり、遂に松方卿の英斷で明治十五年六月廿七日日本銀行條令が發布せられ、十九年一月から兌換券が發行せられた。

當時濱岡光哲氏が「甚だ結構です」と贊辭をのべると、卿は「青書生が何を知つたものか」といはんばかりの様子であつたから、氏が「中央銀行設立は已に明治十年山本覺馬氏が唱道された説で、氏は中央銀行がなかつたら、一朝有事の際、國家の財政は紊亂し、豫算編成のやうな國家重要な機能を盡すことが出來ず、その結果國家國民の敗亡を招くに至る」と説かれたことを記憶して居ると述べた。

松方卿は聽いて喫驚し、そんな先覺者があつたか、さうか會うて新説を質し、意見を交換したい」といつて、遂に濱岡氏の仲介で先生と會見した。當時權威赫々たる大藏卿が民間無名の士と會見するなごは稀有の事で、世の耳目を聳動せしめたが、これは有爲有能の士を擧げるに各かでなかつた卿の長所で、當時美談として四方に喧傳せられた。

松方卿と先生との會見は先生から往訪せられた。先生はその知己に感じ、落涙してこれを喜び、談論數刻、身分地位を忘れて、國家の政治財政に就て議論を上下し、胸襟を披いて懇談せられた。この會見は後に松方公がその演説中に言及して居られる。その頃は西南戦争後紙幣激増のため物價が激騰し、政府發行の紙幣は恰も歐洲大戰後の露國や獨逸の紙幣と同じ運命に陥らうとして居つた財政上大危機で、松方公が大決心を以て財政整理紙幣銷却の難事業に當つたのである。左は公の感慨深い回

願演説の一部である。

「……紙幣ヲ減ズルト直ニ物價ガ下落スル。下落スルトソノ爲ニ損ヲスル人ガ澤山出來ルカラドウイフ議論ガ起ルカモ知レナイ。ソレデ内閣デハ私ノ意見ヲ承認シタノデアルケレドモマダソレダケデハ信用ガ出來ナイ。中途ニテドウ動クカモ知レナイカラシテ恐レ乍ラ 陛下ノ御決心ヲ確メテ置カナケレバナラナイ。陛下ノ御心ヲ承ツテ決シテ半途ニテ動ク事ノナイ様ニシテオカナケレバ之ヲヤリ抜ク事ハ難イト考ヘマシタ。ソコデ當時ノ大政大臣三條公左右大臣ハ左大臣ガ有栖川宮殿下右大臣ガ岩倉公デアリマシタガ私ハ此等ノ人々ト一緒ニ 陛下ノ御前ニ罷出テ申マシタ、サテ私モ今般大藏ノ大任ヲ拜受致マシタガ目下財政ノ困難ハ紙幣下落デ御座イマシテ之ヲ挽回セネバ何トモ致方ガゴザイマセン、然ルニ之ヲ實行致スニ就キマシテハ大ニ人心ニ關係シマ

スカラ一時容易ナラヌ形勢ヲ惹起スルニ相違ゴザイマセヌ、ソレデ若シモ半途ニシテ世論ガ喧シイナラ廢メヤウトイフ様ナ思召ガゴザイマシテハ迎モコノ事ヲ果ス事ハムツカシイト考ヘマス……サレバトテ此儘ニステオケバ不祥ナ事ヲ申ス様デゴザリマスガ遂ニ破産スル、國ガ亡ビルトイフ事ニ相成ルト私ハ信ジマスル。如何デゴザイマセウ、何方ニ遊バサレマスト申上ゲタ處松方ノ意見ヲ裁可スルカラ是非ソレヲヤリ遂ゲヨトイフ難有イ御沙汰デゴザイマシタ。コレガ大政大臣左右大臣列席の上デゴザイマシタカラ、私ハ皆サン(閣員)御承知デゴザルカトイウテ念ヲ推シタ處、何レモ宜シイトイフ事デゴザイマシタ……私ガ京都ニ着クト直ニ山本覺馬トイフ人ガ尋ネテ參リマシタコレハ盲目デアルケレドモ蘭學者デ……私ノ見込ヲ話シタ處ガ山本ノイフニハ左様スレバコノ整理ガ付キマシヨウ、ソレハ行ケルデアリマシヨウガ

併シナガラ左様スルト貴君ノ首ガドウナルカ分ラヌガソレデモヤル積
リカトイヒマスカラ、宜シイ固ヨリ覺悟ノ前ジャトイウタラ……」

(日本金融史カラ)

再會を約して別れる時、先生は固く卿の手を握り「さうかみんな盤根
錯節にあふも腰をきめて所信を貫徹断行せられたい」と熱誠を示された
のに對し、卿は「紙幣が正義の首をきるか、この正義が紙幣の首をきる
かだ」と答へた。そして先生の眼と脚を危ぶみ、自ら先生の手をさつ
て車に扶け乗せた。この會見で兩政治家は肝膽相照したに違ひない。先
生の金本位論もそれから殆んぢ十五年を経て日清戦争後に至り支那から
獲た三億圓の金貨で松方卿によつて實現せられた。

先生はまた獨逸帝國を建てたビスマルクの經綸を稱讚し、特に千八百
七十年から翌七十一年の普佛戦争後、ビ公が宰相を以て農商務大臣を兼

攝し、産業振興に自ら腕を揮つたのは彼の卓見で、國として社會經濟よ
りも國家經濟を重んじたビスマルクの努力は獨逸今日の隆盛を來した所
以だに論斷せられた。

先生は頭腦明晰、極めて數理的で、小事でも等閑にせず、その原因結
果を攻究せられた。明治十年西南の役の時、先生が數理上薩軍の敗滅を
豫言せられたことは先生の明敏を語る一證左である。西南の役に、明治
天皇は京都に御駐輦になり、三條岩倉公等の諸公が扈從して、中央政府
がこゝに移り、政府は非常に其の勝敗に氣を揉んで居つた。當時土佐に
は板垣退助がをり、全國不平の徒が薩軍に應じて立つ虞があつて、人心
恟々たる時であつたからである。木戸孝允は先生と親交があつたから、
ある日先生を訪うて勝敗の歸結を質した。先生は先づ「是で維新の統一
も出來、甚だ結構です」と答へられた。重ねて戦争の結果を問はれて「戦

争は晚くとも本年十一月まで續かない、その故は、九州地方昨年産米は何萬石、その中本年二月までに大阪の倉屋敷へ送米せられた分何千石残米何程、九州の總人口何程、薩軍の總數凡そ何程、兵を動かす糧食を考へねばならぬ。薩軍如何に決死の健兒でも、食はずして戦へない。是れ本年中に戦争の終局を見越した理由だと、一々數字を擧げてこれを證明し、且つ四國人の特賞を述べて板垣の人物を品し、決して西郷に加擔しないと斷ぜられた。果して先生の豫言は的中して南州は城山の露を消す、この話を傳へ聞いた識者も先生の數理に舌を巻き、その明斷に推服した。

先生は更に木戸に「戦争は憂へるに足らないが大人物の西郷を失ふのが惜しい。西郷は先見の明があり、戦争の歸結を待たずに責を負ふて自殺するであらう、是れ國家の一大損失である。自分は盲目で且躓である

が、政府が軍鑑便乗を許してくれるなら、單身彼の城塞に赴き、道理を説いて恭順を誓はせる、彼は決して自分に危害を加へる者でないといつて、薩州行を請うたが、木戸も引留め政府も許さなかつたので、遺憾だつた。後年先生は人に話された。

京人形に就いて愁訴をきかれた時も今日日本の人口大略三千五百萬人だから、それが皆買ふにしても一代に一度であり、悉くが人形を弄ぶものでもないから、一日の賣行數はいふ程でない、輸出の方へ賣行を轉換せられたのである。また貨幣の單位一圓は不經濟である。二十錢か高々五十錢でよい、一圓を百枚使つたといふよりも五十錢を二百枚使つたといふ方が聞わが大きいから消費者が自ら警戒すると言はれた。當局者もその理を賞したが事後であつたから實行せられなんだ。

先生はまた通貨は徳川の通貨が良い。通貨は成るべく使ひ難いのが良

い。角なのは使ひにくいから富を残す、圓貨は飛出し易い。徳川が角にしたのはよかつた。金は鼠を箱に入れてある如くで、晝夜綱を嚙つて出たがつて居るといはれた。

先生は常に言はれた「日本は將來問屋を以て任ずるがよい。アメリカは天産物も豊富で、製造業も盛だから、やがて印度、支那の方面に發展してくるに相違ない。上海、滿洲にも侵入してくるだらう。日本は問屋として原料に加工し、是等の方面に賣込むならアメリカなごの不得手の方面に販路を開くことは容易だらう」と。現在我國が米國や印度から棉花を輸入し、それを加工して綿絲綿布を産し、支那を始め東洋諸國に輸出して居るのは先生の理想の一部が實現されたものである。

家庭と講帷 晩年

宅は新門辰五郎の家 月給四十五圓 正妻 貞節な侍女 次女が徳富蘆花の「黒い目茶色の目」の娘 母さく子 夫と三男とに死別 妹の新嶋八重子夫人のモダン振 學生の反感 反八重子黨の徳富猪一郎等 聽講者 松田道之 藤村紫朗 濱岡光哲 田中源太郎 中村榮助 大澤善助 雨森菊太郎 垂水新太郎等の事 晩年

山本覺馬先生は座敷牢から赦されると暫く二條の橋の西詰に僑居せられたが、間もなく河原町御池下る即ち今の京都ホテルの西南向ひの家へ移られた。これは江戸を缺所になつてから京都へ來て居つた新門辰五郎の家で、維新の際また取上げられたものである。その北隣の家（即ち今の大黒屋書肆）に横村正直が居つて裏からも互に往來出來た。横村は後ちホテルの南の筋半丁程東の高瀬川の畔に家を建てたがそれでも僅かな距離であつたから、横村と先生との往來は甚だ便利であつた。先生の家

は百坪程の敷地、臺所共に五室の家で、それを三十六圓で買取られたのである。顧問としての月給は四十五圓であつた。知己や先生の名を聞いて来る人やで訪問客が多く、中々雑用に費へたが、當時は物價が安かつたのと、先生の生活が質素であつたから、それで充分であつた。先生は理財に長じて居られたから、家や地所なごも持たれた。同志社の敷地は薩摩屋敷の敷地が賣物に出て居る事を、濱岡光哲氏が先生に告げ、先生がそれを買つておかれたのである。新京極の二輪加の席を七十圓で買ひ西の岡の片木原の山林をも買つて持つて居られた。また三本木で水車小屋を持ち川付きの借家を三軒持つて居られた。

先生が會津に居られた時、正妻との間に長女みね子が産れた。然るに京に住居をせられ、續いて維新の大變革に遇はれた時、その正妻は幾山河を隔てた京都へ移住するを好まないといつて、離縁を求めたので、離

別せられた。その長女は會津戦争後母堂が京都へ移られる時、妹の八重子と共に伴ふて來られた。養子婿を迎へる積りで、その候補者も已に來て居つたが、出版の事に就いて面白くない行爲があつたから破約せられた。後ちその女は横井時雄氏に嫁した。即ち横井氏の先妻である。横井氏と婚約の時了解があつた通りに、その出即ち横井氏の長子山本平馬氏が先生の後を嗣いで居る。

先生に時惠といふ一人の侍女があつた。薩摩屋敷へ幽囚の身となられた時も、隨いて來て不自由な先生の世話がしたいと頼み、折々尋ねて來ては衣類の濯ぎ洗濯なごして居つたが、釋放後も先生に事へ、後正妻となつた。曾て先生を危難から隠まひ木戸孝允の妻松女と並び稱せられた女で、常に先生の坐臥進退を扶けた。府會へ出席の時も彼女が附添ふていつたのである。正妻になつて後ち故あつて離縁になつた。この時惠子

この間に次女久枝が生まれた。この次女が徳富蘆花の「黒い目茶色の目」の娘である、久枝嬢にも婿にすべき少年があつた。同志社へ通つて居つたこの美少年からして久枝自身の關知しない悲劇が先生の家庭に起つた。娘二人共養子婿を取る縁がなかつたのである。

母さく子は文化七年生、十七歳の時同藩の士水岡繁之助を婿に迎へ三男三女を産み、次男と次女は早折した。三男は伏見の戦争に傷き、江戸の芝新錢座で死に、夫權八は會津落城の時、城を去る一里半の處で十勇士と共に六十一歳で討死した。籠城中長男覺馬が京の四條磔で處刑せられたとの風聞が傳つたが、風聞は信じないといつた。丁度越後口から會津の西三里許の處まで進入した薩軍がある村落に宿つて、山本覺馬が薩州屋敷に禁錮せられて居ることを語つた。聞いた農家が山本家出入の家であつたので、さく子は幸に長男の無事生存して居ることを知つた。子

に死別れ、夫に死別れ、家國滅亡するといふ大悲慘事に遇ひ、干戈が收ると共に娘と孫とを引連れて入洛し、長く相見なんだ長男と一家相合する事を得た。明治九年受洗し、十一年から十六年まで、老齡の身でありながらなほ舍監として同志社女學校のために盡した。男覺馬に後れて二十九年八十七歳で永眠した。先生は晩年になつても老萊のやうで「お母さん早くおまんまを食べさせてくれ」なき、いつて居られたが不幸にも逆ま事になつたのである。

妹八重子は故郷會津で白虎隊の少年に操銃を教へ、會津籠城の辛楚を嘗めた人である。先生は京都に居つて會津征伐の噂を聞いて居られたばかりであつたから、八重子が入洛した時、毎晩目を覺ますこ「おい八重それからどうだった、話してくれ」籠城の話が聞かれた。行くことはならず故國の破滅を非常に痛心して居られたのである。

新嶋先生に嫁するまで八重子は女紅場即ち今の府立第一高等女学校の舎監となり、同時に生徒に蠶桑の事なきを教へて居つたが、急進主義の兄覺馬先生の感化から英語を學び、頭髮を洋風に履物は西洋靴にした當時代表的の新しい女であつた。新嶋先生は武士道と基督教を、その人格に融合統一した日本人であつたが、衣食住總て西洋式であつた。さうして蒔繪のした大きな人力車に同車して買物に出掛けられることもあつた。先生が木の棒で散々その手を打つて學校から歸り、暫くしてから夫妻同伴で三條の水平社部落余部へ牛肉を買ひにゆかれた時、その家で何かで先生の手に觸れて先生は「あ痛た」といはれた。八重子がみると手が紫色になつて居つたから驚いて尋ねると、車夫が居るから歸つてから話するといはれた。そこで八重子はそれなら英語で話して下さいといつて、あの有名な事件を知つた。同志社の生徒にはこんな早速の英語の

應用とか、同車とかいふ八重子夫人のモダン(近代)振を忌々しがつた者が少くなかつた。大久保眞次郎、徳富猪一郎、湯淺吉郎の謀叛組は同時にまた反八重子黨で、その頃十七八歳であつた徳富は演舌會を指導にきて居る先生夫妻を前において、頭と足は西洋、胴は日本の鶴女があるといふ諷刺の演説をした程であつた。けれども八重子は女紅場舎監時代に已に生徒に福音書を渡しなきて居つて、關西學院名譽院長吉岡先生の親類の娘も福音書を貰つた一人であつた。

府顧問の妹の八重子と新嶋先生の結婚を政略結婚だといふ人が今でもある。併しヤソと聞いて家を貸さなんだあの時に先生と基督教的家庭の作れる女が一人でも京都に居つたか。往年同志社の男學生が女學校の壁へワイフ(妻)養成所と落書したので、姫御前達は柳眉を逆立て、怒つたといふ話があるが、同志社女學校創立の原因の一つは「基督教社會の牧

師達や重だつた人達の基督教家庭の必要を感じた」からで、それは創立者デビス博士の傳記に書いてある。そしてその時怒つた女生の多くがそのパストルスやリーダーズのワイフになつて居ることは卒業生名簿で分る。新嶋先生があの時基督教家庭を作られる配遇者は八重子の外なかつたのである。政略結婚論者はその點を考慮せねばならぬ。

山本先生は顧問として府治を指導せられると共に、家では講筵を開いて、政治や經濟に關する講義をせられた。これに列つた知名の士を擧げると、官員では横村正直、松田道之、藤村紫朗等である。横村は山本先生を常に「先生先生」といつて居つた。ある時人が横村は何が解るものが、出たら目をやつて居るのだといふ他の人はいや横村はさうでも横村には山本といふ顧問がついて居るといつた話がある。松田も藤村も當時は横村の下の官員で、後ち松田は滋賀縣知事、東京府知事に任じ、藤

村も大阪府知事に榮轉した。就中松田は最も先生に親炙した人である。民間では左の人々である。その人達の閱歴關係事業なごを一覽すると、先生の思想がその門人等によつて如何に京都に實現され、遂行せられたか明かになる。

濱岡光哲 府會議員 衆議院議員 商業會議所會頭 關西貿易會社長
 商工銀行 京都鐵道會社 關西鐵道會社 京都倉庫會社 同電燈會社
 同電氣鐵道會社各重役
 田中源太郎 府會議長 貴衆兩議院議員 商工銀行頭取 京都鐵道社長
 長 その他濱岡氏關係會社重役
 中村榮助 府會議長 衆議員議員 府市會參事會員 商業會議所副會
 頭 同志社々員理事 假總長 その他濱岡氏等の同會社の重役 伏見
 紡績會社長 日本石鹼會社長

大澤善助 府市會議員 京都電鐵會社社長 京都電燈會社社長
 雨森菊太郎 衆議院議員 府市會議員 京都日出新聞社長
 垂水新太郎 衆議院議員 府會議員 町長

垂水氏を除く他の五名は先生隱退後、諸方面の領袖として立ち、京都の新文化を指導し、建設した人達である。濱岡氏は明治十五年以來數年を除き引續き昭和三年に至るまで商工會議所會頭で、田中中村氏等も重役であつた關西貿易會社は今はなくなつて居るが、京都に本店を、神戸、ニューヨーク、ロンドンに支店を置き、陶器織物ブラシ等を輸出し、毛布その他の雜貨を輸入して盛に貿易業を營んだ。是れ汽船ベルリン號を買入れて果さなんだ貿易事業の遂行でないか。濱岡氏等の實地踏査で敷設せられた關西鐵道は伊勢灣と大阪灣とを聯絡した鐵道である。田中氏の社長であつた京都鐵道は京都と舞鶴とを繋がうとした鐵道である。こ

れ往年敦賀灣と大阪灣とを聯絡する鐵道を計畫して政府から待つたを入られたその鐵道の場所が變つて實現せられたものでないか。

田中源太郎氏の頭取であつた京都商工銀行は往年の爲替商社の事業の延長である。

中村氏の改宗談は明治十年前の京都の文化や日本の國際的地位を髣髴せしめるものがある。その頃京都の雜貨店に奇妙な油で火を點して賣つて居つた。中村氏の家は種油の仲買であつたから三人組合を作り、米國人の商館と契約してその石油の一手販賣を試みた。然るに米人が契約に背き、他へも石油を賣つたがため二萬圓の損失をうけたから、その損害賠償を神戸の領事館へ訴へた。都合の悪い事は法庭で嘘ばかりいつたが米人側は最初法庭にある大きな書物に對して顔を赤くして何か言ひ、そして不思議な事には少しも嘘を言はなんだ。判決は契約違反は原告の申

立通り事實であるが、嘘ばかりいつたから原告の申立は相立たぬと中村氏等の敗訴になつた。他の人はこれなら勝てるから、上海の高等裁判所へ上訴しようといつたけれども、中村氏は感じてやめにし、その大きな書物の事を人にきくと聖書で、米人は聖書に向つて宣誓したのであつた。京都へ歸つてその話をすると、横町の人がその書物なら新嶋といふ人が教へて居るといつたので、新嶋先生を訪問し、遂に改宗したのである。英國の領事は孤兒院出身の基督教徒で人格者であつたのに、原告出訴の根幹たる契約違反を認めながら、枝葉のためにこんな判決を下した事は當時の日本の國際的地位が思ひやられるのである。

大澤善助氏は山本先生とは先代から昵近であつたが、本當の門人ではなく傍聴生である。併し常に策勵せられたものである。氏は山本先生の家へ商ひに來ては「善助確りしろ、善助は近頃怠けると親爺が苦情いつ

て居つたぞ」といつた調子でよく叱られて居つた。先生が講義をして居ると青年善助は次の室の臺所へ草鞋ばきの儘、腹這になつてそれを傾聴して居つた。盲目の先生は善助が臺所でそんな怠け方をして居つたのを知らなしたのである。

雨森菊太郎氏は儒家巖垣氏の子で雨森家へ養はれたものである。氏を日出新聞と姉妹新聞の中外日報にへ招いたのは濱岡光哲氏である。日出新聞が京都の文學繪畫工藝等の中心機關となり、これを指導してきたことは周知の事實で、茲に精しく説く必要がない。

垂水新太郎氏は最初の府會議員に選ばれ、多年龜岡町長として力を地方自治に盡し、數年前も代議士候補を固辭したに拘らず、選舉人が勝手に選舉してしまつたやうな名望家である。

先生は京都の新文化が具體すると、後進のために途を開くため、府會

議長の要職を退き、次で商業會議所會頭の椅子を去り、河原町の草堂に閑臥して餘生を送られた。けれども先生の名を聞き徳を慕うて教へを請ひに来る者が踵を接してをつた。先生もまた無聊な儘に、客を好み、來客があれば必ず面接し、或は時事を談じ、或は懇ろに誘導し、倦む色になかつたから、有志篤學争うて門を叩き中には唯一場の談話に満足せず講義を聴く者もあつたといふことである。

先生は壯年の頃から物事に屈托することなく、老年になつても同様であつた。唯失明のためか、時に聊か氣の塞ぐことがあり、その場合は少量の葡萄酒を用ひられた。

先生は溫顔親しむべく、下顎は豊かで角をなし、盲目でもその眼は大きく、鼻も易に謂ふ懸膽の相で長大、額は上底といつて廣く、その宏量を物語り、耳朵は豊かに垂れ、一見非凡の相であつた。

先生の家は會津の家老の子息その他數名の書生を世話せられて一時十名以上の大人數のこともあつた。今日大船主として有名な山下龜三郎氏も十四五歳の時先生の家に居つた。米醫テラー博士が茶はよいが、烟草は毒だから廢めよといつたので、烟管を折られ、壯年の頃斗酒も辭せない酒豪であつたが改宗と共に盃を捨て、しまはれた。

先生は後進の子弟が來れば維新の變革を物語り、處世の道を説き、且つ日々の新聞を音讀せしめ、株式米相場に至るまでこれを暗んじ、以て時事を批評論斷せられた。新嶋先生に頼んで毎日曜には同志社の神學生を招き、聖書を一章位宛讀せてそれを聴き、終ると種々の雜談なきをして聽かせられた。常に新聞を人に讀ませてきかれたが、少年なきが誤讀すると、それはかうだらうと正された。また死なれる前妹と娘とを大原野村の持山を見にやられると、禿山が十年で立派な山林になつてをつた

ので、何かになると思ひ、買つておいたのがそんなになつた。全く神の恵みだといはれた。

かうして静かな晩年を送り明治廿五年十二月二十八日六十五歳で永眠せられ、朝野歎惜の裡に遺骸は若王寺山に葬られた。その後朝廷は先生生前の功勞を嘉せられ従五位を贈られた。

山本覺馬先生の逸事

一喝刺客を却ける 收賄を警める 捕縛に値する急進 植村も牛乳を飲む 象山先生を追慕 刀劔の鑑定に妙 其の他

明治十五年の頃守舊黨の一人が先生の急進的歐化主義を以て千年の舊都を汚すものとし、私かに先生を刺殺す積りで面會を求めた。先生は早くもその意圖を看破し、顔を合はすなりハツタミ睨み、貴様は俺を殺し

に來たんだな。俺は貴様等の手で死ぬ者ぢやない。卑怯な、尋常に勝負せよといつて、夫人に大小を持って來させられた。刺客は先生の見幕に膽を奪はれ、その盲目さいふことを知らず、狼狽へて逃げ歸つたが、岡山で捕縛せられた。

ある客が當時の支那の状態に就て尋ねた時、先生は「支那は蝟のやうなものだ。足が多くて、時には自分の足を食ふことがある。併し何時も足を食て居る譯でないから注意せねばならぬ」と答へられた。客はその比喩の警拔なのに感服した。

京都府の屬官森本某が曾て官吏の心得をきいた。先生言はれるには「親が與へる錦より、隣の人の縑縷縞が欲しく思はれることがある」と、屬官は成程と合點していんだ。これは官吏の收賄を警められたのである。

明治十年頃に木戸孝允が一記者を遣して先生の意見を公にしてもらひ

たいといつた。先生は「自分の忌憚ない意見を陳べたら、すぐ捕縛禁錮だ」といつてカラカラ笑はれた。一言以て先生の過激な急進主義が窺はれ、また當時政府の言論壓抑の甚しかつた事も察せられる。

明治の初め先生は牛乳の効を説いて、一般に飲用を勧められたけれども、人が皆厭がつてきくものがなかつた。先生の苦心考慮の末、明石が醫家を説いてその宣傳に努せしめ、同時に府の急進派の頭目横村参事に實踐躬行その範を示すことを勧められた。流石の横村も色が黒くなるこいつて飲まなんだから、先生は西歐の風習を話し、西洋には牛乳風呂さへあり、牛乳は色を白くし、肌理を細かにすると諭された。負けん氣者の横村はそれではと毎朝鼻を蓋して飲み初め、到頭一般に普及するやうになつた。

先生の交遊中最も親密だつたのは西周で、西はその論説を翻譯起草す

る度毎に、それを原稿のまゝ、先生の許に送つて先生の参考に供し、且つ意見を求めた。それから神田孝平、勝麟太郎、榎本武揚等がその次で、先生が最も崇敬せられたのは佐久間修理(象山)であつた。先生は曾て象山に師事せられたが、常にその人と成を激賞し、當代隨一の俊傑だといはれた。象山が木屋町で刺された時、最先に驅付けたのは實に先生だが、最早ごうもならなんだ。象山に次で横井小楠、勝海舟を賞揚し、三傑と稱へられた。殊に象山に至つては舊師に對する思慕の情切に、常にその述懐の長詩を朗吟せられた。

愚忠見機暗 捉犯煩吏官 緩典免斧鉞 舊閨得放還 五歲守土室
 伏螫却五官 有琴敢不鼓 有酒敢不飲 山河亦開歲 草樹漸滋繁
 幽居節物遲 春花未解言 妖氣日既暗 乾坤殆存半 是切遇憂時
 幸得同志援 終構讓位思 又發過分事 感激甘罪譴 欲求通天休

士固一丈夫 何忘失其頭 生命苟裨益 九死非所難

詩中「幸得同志撈」とあるは象山が梁川星巖に依つて上奏したことを指すのだと先生は語られた。

象山が京都に居つた時の書類一切は、遺託によつて先生が藏して居られたが遺憾にも火災のため一つも残つてゐない。

先生の刀劍の鑑定は妙神に入り、滅多に過たられることがなかつた。晩年それを樂み、人また争ふて先生の鑑定を頼んだが百發百中、その道の専門家が舌を卷いた。先生いはれるに「物は皆新しいのがよいが刀劍のみは必ずしもさうでない。今後科學が進歩し、同一の合金で鍛鍊すれば昔と同じ刀劍の出来る筈だが、之を鍛冶する者の精神氣魄によつて特質が生じるのだから、その人がなくてその刀劍がある可きでない。故に將來刀劍は國寶だから大切にせねばならぬ」と。故に先生は客が刀劍を

持參するを喜んで迎へ、盲目に拘らず、僅かに指を刀身に觸れ、スツミ軽く引いて、備前物何某作、栗田口の誰と、有銘無銘と、もに言ひ當ててそれを樂みさせられた。

先生は雅號を相應齋といつたが風流韻事で文人雅客がられることはなかつた。

常に「ぶるな」「がるな」「らしくなせ」「ぶるを卑め、がるを禁ぜよ」「らしくあれ」「事はなせ、なすは尊い」といはれた。

弟子が集つて正月には新年の宴會をやる。その時は先生は必ず感話をやられた。學務課長の三宅五郎三郎がその會に来て演説し「山本先生の國法論も古くなつて聴き飽きた、お年を召されて困つたものだ」といつた。すると先生は「若い者の年寄つたのはなほ困る」といはれ、滿座大笑ひであつた。

泥棒のよくきた頃、用心には鐵砲を用意せよ、忍びこむやうな時は空鐵砲をうて、弱いから賊がくる、鐵砲を所持せよといはれた。

先生は柿が好きで、裏に柿の木を植ゑ、柿の軸物をかけられた。

附 録

爲寡君直裕乞赦命書

陪臣某誠惶恐頓首再拜謹上書

大樹公幕下臣聞主憂臣辱主辱臣死臣知朝白於幕下夕死乎黨人矣然義不可畏避臣愚區々之心

不自知止敢叩肝膽以哀訴爲寡君直裕乞赦命伏惟

幕下英明神智天從文武自總大柄一新庶政慚天地一物不獲其所矣直裕蒙譴責以來深自引咎改過洗心更勗家臣作士氣改兵制蓄糧食庀器機將請再舉以償前敗也已而大裘相接

幕下仍有解兵之命今乃直裕寸心欲盡無由而譴責於今歲餘臣等疑懼不知所

出伏而待之仰而望之而赦命未下臣愚竊以爲此豈

幕下及紀侯之意也哉蓋黨人有所壅蔽焉爾夫黨人之陷直裕也其所從來遠矣直裕以職爲附相

恒小心恪謹正直奉上寬仁接下未嘗有所失墜却苞草遠阿黨未曾輕用暴進之徒黨人無所緣入是以黨人害之妄作忿疾以爲不之除則我輩不可有爲也遂謀傾直裕然洗垢而不見現吹毛而不得疵黨人亦未如之何已曾有討長事黨人以謂機會不可失矣於是百方求所以陷直裕之術而令直裕一人當北門一面此所以所取敗也乃黨人卽來其敗深文巧詆醞釀百端結權門乞閣老終致有今日嗟乎聚蚊成雷積羽沉舟自古而然豈不哀哉夫北門之敗亦有可議焉者不獨直裕之罪也直裕食邑僅三萬八千石昇平之末帶甲不如古其所卒之戰士僅五百人雖有附屬不爲用二家先鋒則先敗而二侯不復繼焉有雲之應援亦逡巡不進加以地危險乃使者頃背相望以請援兵而黨人故緩期發

遣當是之時也事無可爲矣然直裕奮然出會身先之則諸家之兵猶從而進既有放囚之事紀侯固辭惣督於是直裕不得統一諸家乃諸家之兵或小戰而退或棄要地北以故約束皆違終一戰之下至不可支而援兵猶未至也此豈可得已耶直裕乃欲馳而死之而臣下扣馬諫止且夫見利而進見不利而退戰之常也直裕之退也欲守濱田而主人不欲我兵之留城下蓋信賊反間也直裕不得已又去退於江津而到處無糧遂間關出于備得然後繕器械糧米將復北向以決死也而得還師之命矣臣未知何謂也昔者曹康三戰三北魯莊不罪復以爲將終劫齊桓於壇上而復其亡地孟明覆師於穀奏穆益厚之終渡河大敗晉人取其二邑自古良將猶有敗要其後之舉何如耳直裕雖不自比於古人亦非一敗而屈者且小藩之於紀國一家也今一家之敗孰有不給糧食分器械助其再舉者乃命之還師然則黨人之意斷亦可知必欲致直裕於罪也抑藝當賊衝然井伊柳原爲先鋒松山大垣赤司悉備而旗下貔貅之師又加焉比之北門

則曾以十數侯之力戰十倍之衆戰而無有寸功其西門之師亦然小倉十五萬石且以全國之力當而每戰輒敗肥後天下稱強藩然一戰之後不支而退其他諸家皆不戰而散北門則直裕一人也其難易輕重果何如也不待智者而知也然則直裕之敗似不可深尤矣雖然直裕非敢自是而尤人也其初向於北門也識其不可而辭焉而黨人強之無功是吾不幸我竭吾力焉而已其敗也深自責曰古之良將善以小破大以寡勝衆吾不肖兵制不立器械不利而智勇不至以取此敗上則汚

幕府之威下則辱祖先之名是爲恨何面目見天下之人天下再有事我雖小邑必悉敵賦誓雪汚辱家人能體吾心輔我其努力焉此直裕之志也惟幕下少憐其志恃寬其罪臣下勝哀鳴愁號之至臣竊察黨人心術本非欲致忠愛益國家也專貪利祿誇榮光而已故事皆不立而徒皇張其說蓋其目有四臣請陳言之一日革幣聘私智更祖法廢舊人火典記新奇制造壓伏人耳目其實戾人情激物

議而國憂其弊譬如里婦加粉飾一時似可觀頃焉暴露其醜愈甚而粉飾之費適多其舊弊雖去而新弊反陪蕪焉二曰舉士其所舉非親戚必阿黨皆斗筲之才用附己者擯不已者甚有地起於廢人一年之間登政府者人之速未聞其比賄賂公行請託之聽譬如賤丈夫私龍見利而舉之見不利而廢之然誤取腐惡物意傾家產今一大之妄至癡靡三十萬金其他可概而知三曰富國削士祿絞民血增制楮弊以濟一時之窮曾無務本抑來除害舉利弘益國家之策也故無幾不勝其弊譬如博徒樗資巧詐以貸人財搜索以典家物當其獲一囊金擊鮮舉白意氣豪華雖富家不能及焉然霄場輸著之後身脫衣妻呼飢國之困迫職此之由四曰強兵不講禮儀不礪廉耻唯洋軍是競沿染夷法故士裘勇往之氣民無忠信之裕此以此欲用軍譬如婦人蒙鬼臉其知者兒童猶笑之而曰我能當大敵擊強賊臣未信也凡之數者其號可聽其實則不可觀已惟其變舊不知其術故至乖人情而危殆用人不由其道故至進小人而招大過理財不務其本

故至虛庫而及困迫治軍不教其心故至流火法而無實用臣未見其革弊舉士富國強兵也適足長僥倖毀凡俗破和氣以促國脉矣以若人行者政擴充其奸稔成其惡則臣未知其禍之所停止也爾來紛紜之議起於府朝謗讒之聲聞於閭閻武士憤怨民人咨嗟而官吏疑惑雖其黨亦有數而離者夫如是奚不卽至騷亂不卽至騷亂者所謂變遲而禍大者也豈不至寒心耶臣間昧者未敗故其敗不可救明者悟未敗故其敗可得救夫拱把之樹當其萌蘖蹂躪而可滅及其根柢輪囷亭々挿天則斧柯殆不能斷焉今國家之事斧柯猶可斷也若獲有力者一屏黨人則其敗庶可杖矣直裕居譴中視其危而不得持焉知其顛而不得扶焉痛心疾首不知所爲伏望寬仁賜復職以使其未敗實闔國忠士之望也士大夫欲彈劾其奸者亦多惟其凶悍猜忍如豺狼萬一不勝殘害立至是以未肯輕發臣草芥之纖不必計勝而一死亦不足惜是以敢爲國家一言

幕下案驗其事有不如臣言臣甘心鐵鉞受訕謗之罪臣又聞之君子推誠不疑故易欺孤立不黨故易危小人則不然竊用威福布私恩通在右結主知故易合而難去然則君子之不勝小人也決矣直欲以易欺易危之人欲勝易合難去之黨亦已難矣然身生附相家與國家同休戚於義不可傍觀庶幾藉

幕下之威靈以拂蒼繩而除污穢也昔

烈祖召三家附相而勗以轉導乃欲其維城鼎立永轉翼
幕府也卽乃祖直次其一人也今直裕雖不肖亦頗有志焉且方今天下多難使
幕下無西顧之患者無乃在紀藩乎而直裕辱附相之家是誠効尺寸之秋也不幸
陷于黨人術中志不得達焉徒令黨人日滋蔓而國家愈至於傾頽安在其使
幕下無西顧之患哉直裕於邑不樂歆憾不憚伏願幕下一召命直裕之如
烈祖之命直次也臣無任激切憂國之誠冒瀆威嚴伏候教旨

守四門兩戸之策

凡戦ハ豫算定策運用三者一ヲ缺クモ勝算ナキ也、豫算ハ廟算ニテ戦又先ニ敵身方彼我ノ強弱形勢ヲ始メ地理人情マデ探索比較シテ知彼知己ノ術ヲ盡ス孫子ノ始計篇廟算是ナリ、既ニ知彼知己ナレバ敵ニ勝ツノ策ヲ定ムベシ、此ヲ定策トス我策定マルモ敵ノ變化ハ計リ難シ、故ニ臨機應變シテ運用變化アル也。策モシ不定ハ脚跟不立何ヲ以テ變化セン三者ノ順序又亂ルベカラズ、三者順序ヲ立テ精シク論ゼシハ兵要錄戰格篇ナリ、澹齊先生ノ如キ孫子ノ意ヲ得タリト云フベシ、然ルニ漫ニ攘夷論ヲ唱フル者一途ニ西洋ヲ輕侮シ西洋ノ形勢兵法ヲ研究スル者ヲ壓倒シテ曰ク豫算ハ爲シガタシト、蓋シ豫算ナケレバ定策ハ猶更立チガタシ強テ立テルモ定策トハ云ヒ難シ定策ナケレバ運用ハ何ヲ運用スルヤ覺束ナキ事ナリ。

倍又豫算トハ彼弱ニテ我強ナルヲ知ラバ彼ヲ侮リ彼強ニシテ我弱ナルヲ知ラバ彼ヲ怯レヨト云フ意ニ非ズ、敵強ナレバ制強爲弱我弱ナレバ變弱爲強ノ策アルベキナリ、然ルニ今ノ洋學者流一途ニ西洋ヲ誇張シ鎖國攘夷ヲ講究スル者ヲ愚弄シテ曰ク、子等ハ豫算ヲ知ル者ニ非ズト、此レ皆非ナリ前ニ述ブル本患ヲ治ムノ術ハ變我弱爲強ナリ、之ニ記スル四門兩戸ノ說ハ制彼強爲弱ノ策ナリ、即チ豫算定策ナリ、運用之術ニ至テハ豫メ說キ難シ、然レモ自ラ定策制強爲弱ノ術中ニ具備スレバ、時ニ臨ミテ運用ハ其人ニ存ス、其人ニ存スル故略シテ不說、夫我日本ノ國タル東海中ニ獨立シテ四面大洋ニ臨ミタル内ニ灣港内海ヲ含メリ、昔ハ天塹ヲ四固シテ險國險固トナセバ夷狄ノ患ナキ國ナルニ今ハ夷船直チニ腹心ニ入り、江戸ノ品川芝攝津ノ兵庫堺等巨艦岸頭ニ到リ砲丸市街ニ迸レバ危險ノ國トナリ又山賊ヲ捕ル者山ニ入り海賊ヲ捕ル者海ニ浮バザレバ捕獲ス

ル事能ハザルハ定マレル理ナレバ、海國ノ日本海軍ノ備整ハズシテハ千
 萬年經テモ海賊ノ西洋ヲ防グ事難キナリ、人ヲ殺スニハ咽喉ニ向テ刀ヲ
 下スベシ、策ヲ立ルハ肝要動ヌ處ニ目ヲ附ケテ事ヲ定ムベシ、目前苟且
 ノ務ニ從事シテ小利害ニ心ヲ動カシ、近功小利ニ志シテハ大策ヲ定ムル
 事ハ不能ナリ、今廣堂攘夷ノ爲ニ大策ヲ立テ給ハラントナラバ、越王勾
 踐吳ニ臣妾トナリテ厭ハズ、魯西亞ノペテル舟大工トナリテ不悔ガ如キ
 堅忍不拔ノ志ヲ立テ給ヒテ海軍ヲ整ヘ四門兩戸ノ守備ヲ全シ給ハン事ヲ
 仰望スル而已矣、攝播山陽四國ノ内海口四所此ヲ四門トス、江戸海伊勢
 ノ口二所此ヲ兩戸トス、四面大洋ニ臨ミシ國ハ風波暴猛ナレバ城下都會
 自然ト洋面ニ隔遠ナル形勢アレバ海防ノ優少シ、内海灣港ハ此ニ反シテ
 水面ノ平隱ニ任セ城市皆海ニ接近シ甚ダ憂フベシ、今若シ内海ニ侵入セ
 バ腹心潰破 皇都江戸ノ危難旦タニ迫ル故ニ先ヅ四門兩戸ヲ守リテ腹心

ヲ護ルベシ、内海ノ西門ハ長州赤馬ヶ關ナリ、兩岸ノ間一里バカリ文字關
 ノ邊ハ僅カニ七八丁、中ニ小島礁石アリテ其左右一條ノ長サ四五里モ有
 ラン、其次ハ東面ニ二門アリ阿波ノ鳴門其廣サ亦一里中ニ危礁聳立シ巨
 船通行ノ處、大鳴門小鳴門ヲ含ミテ四五丁トス、紀州淡路ノ間三里由良加
 太ノ兩港對立シ中ニ成山沖支地支ノ三小島アリ、加太地支ノ間十五六丁
 沖支成山ノ間一里八丁巨船往來ノ路ナリ、此廻門及鳴門ヲ東門トス、南
 門ハ豫州ノ佐田崎豊後ノ佐嘉關ナリ、兩地ノ間七里内ニ二小島アリ、此
 三面ノ海口ヲ四門トス、此レ守ルベク腹心ヲ護スルノ地ナリ、而シテ徒
 ニ數個ノ砲臺アルノミ恨ムベシ、西洋砲臺ノ備ヲキクニ魯西亞セバスト
 ボール三十四砲臺千四百門ノ大砲ナリ、英佛從シテ之ヲ攻メ一二ノ砲臺
 ヲ打崩セバ魯西亞勢屈シテ和議ヲ請フト云フ、先年阿墨ヘ御使節ノ時從
 行ノ一醫生サンフランシスコ港口ノ砲臺ヲ見タル者ノ咄ニ砲臺ノ制八稜

城制ヲ變化シテ屏風ヲ立テタル如ク廻門海ニ臨ミテ稜角ヲナス、其兩側面ニ砲門ヲ三層ニ切り、數十門ノ大砲筒先ヲ揃ヘ迫門ニ向タリ、迫門ノ廣サ八九丁、向岸四五丁ヲ大石ニテ埋メテ危礁トナシ、舟ノ通路ハ三丁許リ、臺下ニ迫レバ如何ナル蒸汽船ニテモ其前ヲ通行セバ忽チ粉壘トナルベキ勢ナリト、此二砲臺ニテ其餘モ推シテ知ルベシ、蓋シ海防主トシテ砲臺ヲ恃マズ肝要ノ地ニ非レバ砲臺ヲ置カズ置ケバ必ず砲數稠密ナルナリ、然ルニ我が内海中國地ノ砲臺或ハ無用ノ地ニ在リ或ハ砲數稀少ニシテ功用無カラント思ハル、諸地ノ砲臺多者七八門、少者三四門、長州赤馬關ハ七砲臺ニシテ砲數稍多カラシナレドモ前日夷船ヲ打止ムル功無キハ僅カ七砲臺ナドニテハ不足ナルナリ、且砲臺諸々ニ散在シテハ孫子所謂莫所不備則莫所不備者ニテ徒ニ國ノ疲弊ヲ増スノミ、兵要錄ニ見ユ備知強弱智愚ト有レバ海軍ニナレタル敵我諸國砲臺散在砲數稀少ナルヲ

見バ必ず侮笑スルナラン、但識者ハ實用ヲ爲サザルヲ知レドモ且之ヲ策キテ海警ヲ忘レザルヲ示シ、公武ヘノ御申譯ニスルノ類モアルベシ、無益ノ費ニテ嘆息ノ至ナリ、何卒 公武眞ノ御合體トナリテ攘夷ノ豫算定策ヲ建テ給ヒテ諸侯ニ無益ノ費用ヲ命ゼラレズ實用ノ事ヲ命ゼラレタシ實用ト云フハ赤馬關ヨリ大阪迄百三十六里トカヤ、佐嘉關ヨリモ略同ジカラン、仲支島ヨリ十六里、此四門ノ内ニ臨ミタル山陽南海西海攝津泉州諸國ノ海岸里程ヲ算スレバ四百里内外ナラン、島嶼ノ周廻ヲ并スレバ五百里ニ及バン、此五百里ノ海岸ヲ遍ク備テ設ケントスル様ナル事ナク僅カ八九里ノ地ヲ守レバ、五百里枕ヲ高クシテ憂ナキコトアレバ夫ヲ命ゼラルベシ、八九里トハ赤馬關ノ文字關八丁、佐嘉關七里、鳴門五丁、沖支島一里八丁、地支島十六丁、并セテ八里三十二丁ナリ、此八九里ノ地ヲ守レバ皇都夷狄ノ患ナキノミナラズ畿甸中國凡五百里ノ地海防ノ憂

ナク高臥安眠スベシ、此要地ヲ專一ニ守ラザルハ殘念ト云フモ餘リアリ
 此ヲ棄テ不守レバ噓ヘバ門戸ヲ明放シテ盜賊ヲ主人ノ居間ヘ導キ淺間ナ
 ル唐紙障子ニテ此ヲ防グガ如シ愚ノ至ナリ、サレバ此四門如何ニシテ守
 ラン曰ク西門赤馬關ハ七砲臺ヲ築キ蒸汽船四隻ヲ配シテ此ヲ守リ、砲臺
 ト椅角ヲナシ更ニ小艇數隻ヲ以テセバ西門ノ固メ堅固ナラン、四門ノ一
 ナル鳴門ノ如キハ舟楫至險ノ地日本船ニテモ此ヲ過グルヲ憚ル、夷船ノ
 大ナル容易ニ過ルコト不能、小鳴門岸上ニ一砲臺ヲ設ケバ此ニテ足ラン
 沖支島ハ阿藩ニテ大砲臺ヲ築キ、紀藩ニハ猶更大砲臺ヲ築キ給フト聞ク
 此ニ配スルニ蒸汽船六隻ヲ以テセバ東門ノ固メ嚴重ナラン、此門ハ畿甸
 ノ門戸夷船此ヲ過グレバ畿甸騒動ス、堅固ニセズンバ有ルベカラズ、獨
 リ守リ難キハ南門佐嘉關也、七里ノ迫門二ツノ島嶼砲臺用ヲナサズ、此
 ヲ守ルニ蒸汽船十七隻ヲ用ヒバ南門ノ固メモ嚴重ナラン、抑此二十七隻

ノ蒸汽船何ヲ以テ此ヲ製造セン、山陽南海西海ノ三道攝津和泉ノ諸國ハ
 三門ノ守備全ケレバ諸國モ全シ、故ニ此二十七隻ノ蒸汽船ハ三道ニテ之
 ヲ辨ゼン、三道諸侯ノ祿高萬石以上總計七百三十九萬三千九百石トス、攝
 泉及諸國ノ公領ヲ算スレバ八百萬石ニ過ギン、一隻六萬兩トシテ二十萬
 石ニテ一隻ヲ辨ズレバ一萬百三千兩ノ刻賦四十隻ノ蒸汽船ヲ辨ゼン、三
 十萬石ニテ一隻ヲ辨ズレバ一萬石二千兩ノ割ニテ二十七隻ヲ辨ゼン、諸
 大藩西洋ノ蒸汽船ヲ求メシ價ヲ聞クニ、多ク五萬兩六萬兩ニ及ブモ有ル
 故ニ六萬兩ト積レバ十分ナリ、何卒憤發シテ日本ニテ製造セバ或ハ半金
 ニテ製造出來セン、此其大數概略之說ナリ、大國ハ固ヨリ一己ニテ數隻
 ヲ辨ジ小國ハ數國組合テ一隻ヲ辨ジ兵士モ相組ノ法ヲ以テ之ニ乗ジ砲ヲ
 分チ職ヲ分テ互ニ勵ミ合テ一國一船ヨリモ勝ルモ劣ラザル也、此數十
 隻ノ船ヲ四門ニ配シ攝泉紀阿ハ沖支島ヲ守リ、山陽四國西海ノ諸藩ハ西

南二門ヲ守ルベシ、二十七隻ノ蒸汽船一隻大砲十門トスレバ、四隻四十門ノ大砲ニテ赤馬關一里内外ノ地ヲ守リ、六隻六十門ノ大砲ニテ一里八丁ノ沖支島ヲ守リ、十七隻百七十門ノ大砲ニテ南門七里ノ迫戸ヲ守ルベシ、四十隻ノ蒸汽船ナレバ、八隻八十門ヲ赤馬關ニ配シ、十二隻百二十門ニテ沖支島ヲ守リ、二十隻二百門ニテ佐嘉關ヲ守ルベシ、如此ナラバ内海三門ニ數十ノ活砲臺出來テ、海内ニ缺クベカラザル海軍整ハン、砲臺ノ如キハ實ハ社物ニ近シ、一成シテハ不動、數百千門ヲ設ケテモ夜間霧中ニ挽過スル舟ハ日本船ニテモ用ハナサズ、況ヤ蒸汽船ニテ馳リ過グレバ夜中ハ勿論白日ニテモ此ヲ止ムルコト難キナリ、當時ハ八十斤以上ヲ稱用スレドモ砲大ナレバ運轉六ケ數、左右ノ運轉四十五度ナレドモ急ノ間ニハ不合、玉藥ヲ込メ引金ヲ引キ、待チ構ヘテ前ニ來ルヲ窺ヒスマシ、只一發々々不中レバ技此ニ止ム、二發ト打コト決シテ不成、數千金

ヲ費シテ只一發ノ用ニ供スルモ策ナキニ似タリ、且砲臺ハ一成シテ分寸不動、亂世ニ用アリテ治世ニ用ナク數千金ヲ費シテ一錢ノ入ナシ、蒸氣船ノ如キハ攻ムベシ守ルベシ行クベシ止ルベシ、風潮順逆晝夜ノ差別ナク自由ニ馳回シ亂ニハ此上ナキ海防ノ要器トナリ、治ニハ參勤交代米穀ヲ運送シ大益ヲナス、中國南海ノ諸侯落洋四五百里ノ地ヲ守ルヨリ三門要害八九里ノ地ヲ守ルニ如カズ、無用海岸一成不動ノ砲臺ヲ築カンヨリ治亂有用進退自在活動活潑ノ火船ヲ造ルニ如カズ、砲臺ヲ築ケバ洋虜之笑洋虜ノ侮ヲ招キ火船ヲ造レバ洋虜ノ長洋虜ノ膽ヲ奪フ、何カ利何カ不利明白ナルコト晝夜ノ如シ、且此活砲臺成就スレバ三門内畿甸京攝安穩ナルノミナラズ、九州ノ西面四國ノ南面ハ固ヨリ、山陰道ノ地ト雖モ海防ノ備全カラシ、何故ナレバ蒸汽船ノ行ク事一時二十八里ト聞ク、不吟味ニテ所謂時里ハ西洋ノ時里ナルヤ否ヤヲ不知日本ノ時里ニスレバ晝夜十

ノ玉フ、蓋シ道ノ險阻ハ互ノコト、槍ト槍午角相當ノ武器ナレバ畏ル、ニ不足トノ上意ナリ、若シ敵ハ槍、我ハ刀、敵ハ弓、我ハ槍、敵ハ鐵砲我ハ弓ト長短不敵ノ武器ニテハ險阻ハ勿論平地大道ニテモ先ヅ一通リ勝算乏シキ譯也、故ニ古昔弓盛ナルルハ海内皆弓軍トナリ、槍始マレバ槍軍、鐵砲始マレバ鐵砲軍トナルハ皆此ノ道理ナリ、故ニ方今西洋ノ大砲ハ西洋ノ大砲ニ非ザレバ防ギ得ザルコトヲ知り、海内舉リテ大砲ヲ鑄造ス、然ルニ西洋ノ蒸汽船ハ蒸汽船ニ非レバ當ラレザルコトハ未ダ聞カズ一ヲ知ツテ二ヲ不知、終ニ敵ノ長ヲ取ルコト不能ニ歸ス、惜ムベキコト也、抑モ世界ノ形勢一變シテ今ノ外夷ハ昔ノ外夷ニ非ズ、昔二十倍手剛クナリタルハ何物ナルヤ、文化年間阿墨ニテ始テ火船製造セルニ非ズヤ我國ニテモ今若シ諸藩憤發シテ火船ヲ造リテ海軍ヲ備ヘバ、昔二十倍ノ強國トナル、而シテ外夷ニ對シ勝算亦在我必セリ、何故ナレバ敵ノ恃ミ

テ我ヲ侮ル火船ヲ數十隻我ニ備ハレバ彼ノ所マデ近寄りテ一處巨害ヲ受ケシムベシ、一處巨害ヲ受クレバ萬里ノ歸程何ヲ以テ歸リ去ラン、必ズ岸ニ打寄りテ補理セントスベシ、近寄レバ之ヲ打碎クベシ、若シ舟沈ミテモ兵士ハ奇艇ニ上リテ上陸ス、況ヤ三門ノ中赤馬沖支ノ如キ狭キ海ハ游ギテ岸ニ着ク事容易ナラン、且平日海岸ニ嚴令ヲ施シ厚賞ヲ設ケテ如此ノ事アレバ漁船小舟ヲ出シテ救援スベシ、殊ニ船ハ沈ミテモ我が船ガ海ニ沈ミシ事ナレバ他日引上テ補理ヲ加ヘバ再ビ用ヲナサン、彼ニ在テハ客船ノ敵地ニ沈ミシ事ナレバ再ビ引上ル事ナラズ、而シテ我ニ在リテハ他日コレヲ我船ト共ニ引上ゲテ補理ヲ加ヘバ我用ヲナシ我強ヲ加ヘン假令海深ク我船敵船共ニ上ラズトモ、敵船ヲ沈メ敵兵ヲ殺シ獨リ我兵ノミ恙ナクバ十分ノ勝ナリ、況ヤ近來西洋ニテ海底ニ沈ミシ物ヲ撈ヒ取ル奇品トイケルコロフト云フ物ヲ製シテ大利ヲ得ルト、此器ヲ模造シテ西

二時ニ二百十二里ナラン、勿論石炭ノ善惡ニテ遲速モアルナリ、二百十二里ハ不行モ百四五十里ハ行クベシ、南門佐嘉關ヨリ日向洋ヲ經テ薩摩ノ鹿兒島へ百十一里ノ船路肥前天草島ノ鬼木ニテ百五十里土州ノ高知城へ七八十里ナラン、下關西門ヨリ萩へ三十六里、石洲濱田へ五十九里、因州鳥取へ百五十一里、丹後ノ田邊へ百九十七里ナリ、同下關ヨリ九州肥前唐津へ四十里、平戸へ五十八里、長崎へ九十六里ト間ク、右ノ里數ナレバ火船ノ半日路又ハ一晝夜路ナシ、烽火警ヲ傳ヘバ應援出來スベシ、故ニ公武ノ嚴命ニテ山陽南西三道ノ諸侯ニ銘々領内無益ノ砲臺ヲ築クコトヲヤメ、其代リ前ノ割合ヲ以テ火船ヲ造ラシメラルレバ皆悦ビテ自國ノ爲ナレバ速ニ命ニ應ゼン、偕又兩戸トハ江戸伊勢海ノ入口浦賀口三里鳥羽ノ入口イラコ崎一里是ナリ、僅ニ一里三里ニテ此又數十百里ヲ守ルベシ、浦賀ハ江戸ノ固ナレバ十分ノ御固成就スベシ、伊勢ノ海ハ尾州

公桑名吉田津藩等ニテ高凡百七十萬石許リ、三十萬石一隻ヲ辨ジテ六隻二十萬石、一隻ヲ辨ジテ八隻六十門、八十門ニテ一里ノイラコ崎ヲ守ラバ堅固ナラン、且此口ハ浦賀口へ百里餘、沖支島へ百里以内ナレバ、一門兩戸鼎足ノ勢ヲナシ、西ハ畿甸ヲ守リ、東ハ江戸ヲ守ルベシ、故ニ此三門兩戸ノ守成就スレバ、皇國海防ノ定策成美ハ立ツナリ、北陸東山々陰ノ諸侯皆此ニナラヒテ火船ヲ造レバ、日本六十餘州活砲臺所々ニ出來テ東西五百里ノ國首尾應援シテ長蛇ノ形ヲナスコト難カラザルニ似タリ其迄ニ不及トモ三門兩戸ニ活砲臺出來レバ、東西自由ニ馳セ廻リ一發不中レバ第二發、二發不中レバ第三發、第四發ト何處マデモ追カケテ打碎クベキナリ、左レバ數萬金ヲ費シテモ製造ナクテハ叶ハヌハ蒸汽船ナリ慶長五年 神祖御東征ノ時或人白川ノ道險阻ナルコトヲ申上タリ、神祖ノ仰セニハ敵一槍ヲ取レバ味方モ一槍ヲ取ル、道ノ險阻ハ何ヲ畏レント

ノ玉フ、蓋シ道ノ險阻ハ互ノコト、槍ト槍午角相當ノ武器ナレバ畏ル、ニ不足トノ上意ナリ、若シ敵ハ槍、我ハ刀、敵ハ弓、我ハ槍、敵ハ鐵砲我ハ弓ト長短不敵ノ武器ニテハ險阻ハ勿論平地大道ニテモ先ヅ一通リ勝算乏シキ譯也、故ニ古昔弓盛ナルルハ海内皆弓軍トナリ、槍始マレバ槍軍、鐵砲始マレバ鐵砲軍トナルハ皆此ノ道理ナリ、故ニ方今西洋ノ大砲ハ西洋ノ大砲ニ非ザレバ防ギ得ザルコトヲ知リ、海内舉リテ大砲ヲ鑄造ス、然ルニ西洋ノ蒸汽船ハ蒸汽船ニ非レバ當ラレザルコトハ未ダ聞カズ一ヲ知ツテ二ヲ不知、終ニ敵ノ長ヲ取ルコト不能ニ歸ス、惜ムベキコト也、抑モ世界ノ形勢一變シテ今ノ外夷ハ昔ノ外夷ニ非ズ、昔二十倍手剛クナリタルハ何物ナルヤ、文化年間阿墨ニテ始テ火船製造セルニ非ズヤ我國ニテモ今若シ諸藩憤發シテ火船ヲ造リテ海軍ヲ備ヘバ、昔二十倍ノ強國トナル、而シテ外夷ニ對シ勝算亦在我必セリ、何故ナレバ敵ノ恃ミ

テ我ヲ侮ル火船ヲ數十隻我ニ備ハレバ彼ノ所マデ近寄りテ一處巨害ヲ受ケシムベシ、一處巨害ヲ受クレバ萬里ノ歸程何ヲ以テ歸リ去ラン、必ズ岸ニ打寄りテ補理セントスベシ、近寄レバ之ヲ打碎クベシ、若シ舟沈ミテモ兵士ハ奇艇ニ上リテ上陸ス、況ヤ三門ノ中赤馬沖支ノ如キ狹キ海ハ游ギテ岸ニ着ク事容易ナラン、且平日海岸ニ屬令ヲ施シ厚賞ヲ設ケテ如此ノ事アレバ漁船小舟ヲ出シテ救援スベシ、殊ニ船ハ沈ミテモ我が船ガ海ニ沈ミシ事ナレバ他日引上テ補理ヲ加ヘバ再ビ用ヲナサン、彼ニ在テハ客船ノ敵地ニ沈ミシ事ナレバ再ビ引上ル事ナラズ、而シテ我ニ在リテハ他日コレヲ我船ト共ニ引上ゲテ補理ヲ加ヘバ我用ヲナシ我強ヲ加ヘン假令海深ク我船敵船共ニ上ラズトモ、敵船ヲ沈メ敵兵ヲ殺シ獨リ我兵ノミ恙ナクバ十分ノ勝ナリ、況ヤ近來西洋ニテ海底ニ沈ミシ物ヲ撈ヒ取ル奇品トイケルコロフト云フ物ヲ製シテ大利ヲ得ルト、此器ヲ模造シテ西

洋船ノ器械ヲ搜リトルベシ、敵船ヲ用ヒテ敵船ヲ打チ沈メ、更ニ敵器ヲ用ヒテ敵器ヲ搜取リ、所謂以夷狹攻夷狄中國之形ト云ヘル意ニ合シテ策ノ得タルモノニ非ズヤ、且迫リ闘ヒテ不畏死、首ヲ以テ首ヲ争フ勇戦ハ我ノ長所、我船ノ沈没ヲ不畏、務メテ敵ニ迫リ組打ト心得テ敵船ヲ破害シ我船沈マバ小艇ニ乗ジテ引去リ、再舉テ計ルモ勇士ノ志、更ニ進ミテ無二無三敵船ニ斬入ラバ日本ノ勇ヲ示スニ足ラン、況ヤ小艇夜襲ナレバ洋虜颯風ト并一稱シテ海中ノ可畏第一ノモノトスル由、此等ノ奇策モ勿論用ユベシ、嗟乎豫算定策運用ハ孫子ノ意澹齋先生ノ説、世ニ海防ノ任アル御人々此説ニ從ヒテ豫算ヲナシ定策ヲ立テタマハン事ヲ願フノミ兵要録海戦篇ニ載セラレシハ賊舟往來於紫陽攝府之間沿海諸鎮若無海戦之備何以追拒追撃セント、海警之事ナキ時カラ先生既ニ今日ノ事ヲ看破セラレシヤ、其言少シモ不動ナリ、右ハ吾儕迂復ノ愚策ニ有ランナレドモ

海戦不整シテハ海防ハ立ヌト云フ事、此ヲ西洋ニ徴シ近ク澹齋先生ノ説ニ訂シ全ク無稽ノ説ニ非ズ、サレドモ數十隻ノ火船ヲ製造ノ事列藩ノ疲弊物入莫大ノ事ナラン、各自ニ非常之險約ヲ致サル、ハ勿論ノ事ナリ但シ廟堂ニハ右愚拙ナル策ニ非ズシテ嚴然ト豫算定策ノ有セラレン事勿論ナルニ卑踐微々ノ身ヲ以テ喋々タル多言恐レ入りシ事ナレドモ、攘夷ノ舉ハ何レ遊バサレズシテハ永久無事ナラザル御盛舉ニテ仰望シ奉ル御事ナル内ニ亦國家治亂盛衰ノ關係容易ナラザル御大事ト杞人ノ過慮ヨリ葵傾ノ小誠獻芹之微衷愚者モ千慮一得有ランカト狂愚不得已ノ情事ニ出シコトナレバ觀者偏ニ僭越ノ罪ヲ諒恕海涵ヲ賜ハン事ヲ願フナリ。

文久三亥十一月二十日

時勢之儀ニ付拙見申上候書付

先般御取押相成重大罪之罪萬死ヲ不免深奉恐入候儀ニ付謹デ御所置相待居申候過日御藩淵邊直右衛門殿江申述候通り私儀兼而爲國家聊心ヲ盡シ居候ニ付假令囚虜之身タリトモ素志徹底仕度奉存當正月騷擾後モ滯京罷在候儀ニ御座候先年來時勢紛擾既往之儀者萬々御洞見之候於元幕府天朝御尊奉外國交際等其外件々不行届之廉有之然處去ル子年以來長州御所置之儀ニ付幕臣勝安房守申上候ニ者長州無罪不可討且御藩之儀者從來爲國家御厚配被爲在候處幕府時情迂濶ニシテ却テ疑惑ヲ生ジ儀ニ付御藩決而不可疑於弊藩モ私共并兩三輩同論申立候得共貫徹不仕途ニ不都合之始末ニ至リ其後土藩ヨリ國家大本御立直シ之儀ニ付王政復古建白於御藩モ御同論ノ儀慶喜公於寡君ハ宇内形勢モ熟知 皇國一新挽回ノ機會ト奉存

昨卯年九月政權返上相成候處幕吏並諸藩士井蛙管見ノ輩ニ至リ候テハ因循姑息私論相立慶喜公於寡君モ無據取扱兼候廉モ有之畢竟幕府者輕浮柔懦ニ流レ弊藩ハ山野生育頑愚固陋ノ風俗御藩ノ如キ西陸ノ大國ニ而萬國時情モ疾クニ御通シ公明正大御卓見モ被爲在候儀有之併幕府有勿論弊藩桑藩ニ至リ候而者爲國家焦思苦慮罷在候得共事情齟齬ヨリ何トナク確執形ヲ生ミ天下之物議ニ涉リ候儀モ有之哉ニ付萬事一洗彼此嫌疑氷解仕度奉存候ニ付昨卯年六月私儀赤松小三郎ヲ以テ御藩小松氏西郷氏江其段申述候處御同意ニ付幕府監察エモ申談候得共更ニ取合不申猶夫是奔走周旋罷在候同年十二月 天朝ヨリ御制度御正被仰出其節幕吏並同藩井蛙輩紛沓不穩右情ヲ察シ慶喜公寡君共下坂仕當春ニ慶喜公上洛先供偶然行違ヨリ闕下及騷然候段天地神明江對シ不可遁之大罪併右一戰ノ儀者國勢爲挽回御深慮モ被爲在候儀ト奉恐察候私ヨリ申上候者如何敷候得共幕府者勿

論弊藩桑藩ニ於而モ決而他心無之國事憂慮ノ餘リ事件ニ及候儀ニ付傍者ノ徒ト者相違モ可有之候間右情實篤ト御諒察被成下幕府御疑無之弊藩桑藩共御惡ミ無之人心ニ基キ萬國公法ノ如ク正大公明之御取扱ヲ以テ速ニ御鎮撫相成確乎タル皇國ノ基本相立外國ト並立候様仕度奉_レ候私儀ケ様ノ身上ニ而右等之始末申上僭越至極奉恐入候得共御時節柄ニ付私心ヲ離_レ建言仕候間可然御取扱被成下候様奉願候以上

辰三月

山本覺馬

御執事中

管見

近年世上紛々騷擾ニ至候者寡君杯不行届ヨリ起リ殊ニ當春之舉動不可通之大罪窮竟ニ於私共モ不行届之儀深ク奉恐入候爾來國家之御動靜之毫

モ不相辨ケ様ノ身上ニテ 御國體江關係之儀申上候而者越俎至極重々奉恐縮候得共御時節故兼而時勢ニ付苦慮罷在候管見別紙ニ相認備高覺候間御不都合ニ無之候ハ_レ其江御差出シ被下度尤追々文明維新之御制度御變革右等ハ必然蛇足ニ屬シ候儀ト奉恐棄候得共萬一御採用之廉有之獻芹之野志相貫候ハ_レ上者 御國恩ヲ報ジ下者寡君之罪狀ヲ償フ一端ニモ相成可申歟ト奉存候間格別之御乘憐ヲ以可然御取扱被成下候ハ_レ難有仕合奉存候以上

辰六月

山本覺馬

御役所

管見 小引

本邦通信外國ノ情狀ヲ察スルニ魯西亞日ニ強大ニ至ルベク近來北蝦夷

地ヲ彼ヨリ開拓依テ去ル寅年元幕府元扱ニハ彼此ノ經界論ニ及ビシニ從來混茫不毛ノ地ナレバ各隨意ニ開キ所領トセバ天地ノ道理ニモ叶フベシト彼ノ議論ニテ其說行ノ由且先年來箱館へ番兵ヲ置ク譬へバ碁ニ先手ヲ下ス如シ或人曾テ魯人ニ對話セシニ彼レ地球ヲ指シテ曰ク日本モ遂ニ黃地ニ變ズベシト魯國ハ元黃地ニ屬スル者ナレバ斯ク言ヒシナリ是ニヨリ之ヲ觀レバ我國ヲ併呑スルノ萌ナランカ去ル子年魯ヨリ對州ヲ侵セシ時英人ノ力ニテ之ヲ取戻セリ英人ハ上海ヲ根據トシ友邦本邦ト交易ヲナス故對州魯ニ屬スルニハ英ノ不利ナリ且魯英佛トモ我國ヲ覬覦スル勢アレドモ必兵ヲ以テセズ其意人心ニ基キ戎弊ニ乘ズルナルベシ元來佛欺僞ヲ以テ關東ニ親メバ英之ヲ西ニ許キ、英私意ヲ以テ關西ニ結メバ佛之ヲ東ニ誹ル方今佛ノ「ナポレオン」ハ前「ナポレオン」ノ甥ニシテ一時共和政治ヲ主張シ其君ヲ廢シ其位ヲ奪フ誠實ヲ以テ爲スニアラズ曾テ魯ヨリ「ト

ルコ」ヲ侵シ「セバステボル」ニ戰フ時ニ英佛「トルコ」ヲ援ク其國ノ利不利ヲ謀テ也我國彼三國トノ交際ニ於ケルモ亦大ニ之ニ類スベシ之ヲ防グハ確乎不易ノ國是ヲ立テ富强ヲ致スニ如カズ國家騷擾ノ際會ニ乘ズレバ變制モ仕易キモノニテ追々文明ノ御政體御施行ナルベク余憂國焦思ノ餘リ兼テ愚考ノ拙口ヲ述ブ然ルニ眼ガ不明執筆不能依テ人ヲ雇ヒ之ヲ認ム疎漏杜撰多ケレバ只識者ノ取捨ヲ待而已

慶應四年戊辰五月

山本覺馬

政 體

王政復古萬機一途ニ出ルニ付テハ、普天率土忽風靡朝命ヲ不仰ハナシ、然ルニ皇國開闢以來綿々繼續彼漢土ノ夏殷周其時代ニツレ法制損益アルトハ異ナル事ナレバ、我國體ヲ不異萬世不易ノ準則ヲ立テ皇威赫然外國

ト并立彼ノ侮リヲ受ケザルハ國民一致王室ヲ奉載スルニアリ、政權ハ盡ク聖斷ヲ待ツベキ筈ナレ共、サスレバ其弊習ナキニ非ズ、依テ臣下ニ權ヲ分ツテ善トス、臣下ノ内議事者ハ事ヲ出スノ權ナク、事ヲ出ス者ハ背法者ヲ罪スルノ權ナク、其三ツノ中ニ權壹人ニ依ル事ナキヲ善トス、官爵ノ權、度重ノ權、神儒佛ノ權、議事院ノ吏長ヲ黜ル權是ハ專ラ王ニ歸スベキナリ。

議事院

於官府大小ノ議事院ヲ立テ、其大者ハ大臣ヲ置(今ノ閣議指)其小者小臣ヲ置(文明政事開ニ從テ四民ヨリ出ベシ然レドモ方今ハ人材非士ハナシ故ニ王臣又ハ藩士ヨリ出ベシ)其小者凡一萬石ニテ半人五萬石ニテ壹人拾萬石ニテ貳人貳拾萬石ニテ參人位ノ積ニテ出ス、然シ恒産ナキ者ヲ出サズ、大臣小臣ノ中ニ裁判人有、各國ヨリ大小事件申出ヅル事アレバ其使

訴タトヘ訥辯ノ者タリトモ、其國ノ利弊ヲ吐露セシメ、是非ヲ決ル其任也、議事院大者議論自ラ因循小者自ラ果斷之ニ依テ議論自ラ中ヲ得ベシ

學校

我國ヲシテ外國ト并立文明ノ政事ニ至ラシムルハ方今ノ急務ナレバ、先ヅ人材ヲ教育スベシ、依テ京攝其外於津港學校ヲ設ケ、博覽強記ノ人ヲ置キ、無用ノ古書ヲ廢止シ、國家有用ノ書ヲ習慣セシムベシ、學種有四其一建國術性法國論表記經濟學等モ其中ナリ、萬國公法ノ如キハ其二修身成德學其三訴訟聽斷其四格物窮理其他海陸軍ニ付テノ學術ヲ教諭セシムベシ。(當時之ニ醫學ヲ加ヘ五種トセリ)

變制

皇國ノ大本御建直シニ付テハ太平澆季ノ風習ヲ脱シ、一新不易ノ制度

御變革ナルベシ、億兆蒼生ノ父母タルモノナレバ強テ民ヲ束縛セズ。各天稟ノ才力ヲ伸シ、生活ヲ遂ゲシムルニ有ル故ニ、法ヲ改ムルモ譬ヘバ人ノ年ニ寄教ヲ施ス如ク國ノ開クルノ遲速ニ隨ヒヨク人情ニ基キ緩急モアル事ナレバ或ハ一月ニシテ變、或ハ三月ニシテ改、或ハ沿習シテ漸ク定ルモアリテ遂ニ其令一定シ文明ノ政治四境ニ達スベシ、又人ヲ知ラズ此等ハ最モ政治ノ惡弊ナリ、且刀劔モ古來國俗ノ佩ル事ニテ無益ニモ非ザレドモ要用ノ器ニモ非ズ、追テ國ノ關ルニ隨ヒ之ヲ廢停スルモ可ナラシカ、此說的當也、先第一ニ人材ヲ抽擢シ國是ヲ定ムベシ。

國 體

我國ハ皇統綿々萬國比類ナキ美事ナリ、此度皇政復古ナレバ俄ニ國體ヲ郡縣ニ變ジ難クレバ封建ト郡縣トノ間ノ制度ヲ立ツベシ、其法如何ト

ナレバ我國數百年以還官武ト分レ大小諸侯其祿土ヲ自己ノ有トス、今更盡ク王室ヘ歸シ難シ、故ニ諸侯並陪臣ヘモ有領ノ祿土ハ其儘與ヘキリニ致ス可キナレバ、普天率土ハ皆王臣ナレバ陪臣ハ其諸侯ヘ 王朝ヨリノ附屬妾ナル可ク、且各ヨリ相應ノ賦ヲ納メシムナリ、其法ハ惣テ高ヨリ取り人ヨリ取ルニ非ズ、譬ヘバ其地ヲ質トスル質ヨリ取りシ者ヨリ出ス也、士ニテモ業ニ堪ヘザル者ハ其地ヲ賣リ農商ニ歸スル凡人ヲ束縛セズ、其所好ヲナシ長枝ヲ盡サシム可シ、又從來上下隔絶ノ弊ヲ止メ、貴賤混淆學術技藝ヲ磨シメ官ニ當ルハ貴賤等級ヲ不論、賢愚ニヨリ擢可シ、然シ貴者ハ資産モ富萬事自由ナレバ我國ニテ學ノミナラズ外國ヘ遊學トナス也依テ人材多ク貴者ヨリ出ヅルハ自然ノ理也、如斯セバ封建ト郡縣トノ間ニテ遂ニ漸ク郡縣ノ姿ニ變ズル也、且軍卒ハ祿ノ大小ニ因リ一家ヨリ一人或ハ半人宛出サシム可シ、年齡十八九ヨリ廿五迄ヲ常備兵トシ、廿六

ヨリ三十迄ヲ國衛兵トシ、三十一ヨリ三十五迄ヲ第二國衛兵トス又文吏武官ニ望アル有志ノ者ニテ學術技藝ヲ學バントスル者常備國衛ノ年齢ニ當リ、人ヲシテ己ニ代リ出ス是ヲ一種賣ル自由兵ト云フ可シ、如斯セバ士ノ人々混和確執ノ弊ナク一人武幹一人ノ武威ニ非ズ、天下ノ武備ト云フ可シ、且兵庫港へ海軍所ヲ立ツ可シ、若シ議事院ノ法ニ叛キ國中亂賊ノ徒之レアル時ハ神速ニ軍ヲ催シ陸軍隨テ之ニ繼グ可ク、タトヒ外國タリテ萬國公法ニ信戻スル者アラバ彼ヲモ討夷スルニ足ル可シ、且方今農ハ賦モ取り勞モ多キ事ナレバ、四民共ニ賦ヲ平均スルヲ善トス、先ヅ然ラシムルハ遊藝其外遊女屋等益ナキ者ニハ多分賦ヲ收シメ、書肆米醬等ヒサグ人事ニ益アル者ヨリハ輕ク若クハ取ラズ、夫故物價ヲ廉ニ賣ラシム可シ、工人モ是ニ倣ヒ多少各々有差賦稅ヲスベテ議事へ收メ高何程内何用何用ト定メサスレバ國民平均至當ノ法ト云フ可シ。

建 國 術

余思フニ宇内ノ國々其國本ヲ建ルニ商ヲ專ラトスルアリ、農ヲ專ラトスルアリ、商ヲ以テスル國ハ政行シ衣食モ足り富饒ニシテ人モ勇敢兵備モ充實也。農ヲ以テスル國ハ之ニ如カズ。「ヨーロッパ」ノ内ニテハ「イギリス」「フランス」「プロイス」商ヲ以テ盛ナル國也。日本支那等ハ農ヲ以テスル故ニ之ニ如カズ、其故如何トナレバ譬へバ百萬石ノ地ヨリ收ル賦凡百萬金ト見テ夫ヲ工人へ渡シ器物ヲ作ラシメバ一倍増シテ二百萬金トナル、夫ヲ商人へ渡シ商ハシメバ又之ニ二倍遂ニハ金ノ増ス事限ナカル可シ、然ル上ニ矢張元ノ百萬金ヲトルナリ、如斯セバ農モ盛へ、思フ儘ニ物ヲモ作ラシ商モ利ヲ得可シ、余曾テ「プロイス」ノ人「レトマン」ニ聞ク「アメリカ」ニテハ器械ヲ以テ田ヲ耕シ二人ニテ七十人程ノ働ヲナスト

「和蘭」ノ人「ハラトマ」ニ聞ク「イギリス」ノ富ヲ致スハ蒸汽器械ヲ發明シテヨリ也ト云々、固ヨリ「イギリス」ハ石炭ノ多キ國也、故ニ工人ノ功ヲ増セシモノ也、余曾テ崎陽ニ遊ビ「和蘭」ノ人「ポーターイン」「イギリス」ノ人「ゴロール」等ニ逢フテ事ヲ聞クニ、彼等日本へ來リシ時ハ僅カ壹萬金程モモタザリシ由、今ニ及ビテ巨萬ヲ累ネ、舟六七十艘モ所持シ、崎陽上海ノ間ニ商賣シ一月ニ拾五六萬金ニ下ラズト、此輩ノ如キハ只一商人ニテ如斯、其大ナル事推シテ知ル可シ、余二十年前我隣國仙臺米澤ノ事ヲ聞キシニ、仙臺ハ其地米澤ニ五六倍、仙臺ハ農ヲ以テ專ラトス、米澤ハ商ヲ以テ專ラトス、然ルニ仙臺ヨリ鬻グ米ノ價一ケ年三十萬金ノ由、方今米ノ價三倍ト見テ凡百萬金、帛ノ價一ケ年拾八萬金ノ由、方今ノ價四倍ト見テ七八十萬金ナル可シ、其外諸細工物ノ價等合セテ金ノ入ル事殆ド比較ス、仙臺ハ國モ廣大ニシテ山海ヲ帶ビ至極上國ナレト、貧國ナ

レバ政事モ衰へ農商共ニ日々ニ減ジ、米澤ハ之ニ反ス、故ニ商ヲ以テ國ヲ建ツル時ハ農ハハゲミ士ハ強壯、工ハ巧ニ富國強兵ニ在ラン歟。

製 鐵 法

余曩ニ洋書ヲ讀ミテ鐵ノ章ニ至リ大ニ感ズ。其書ニ曰ク、鐵ノ人之智ニ關係スル最モ甚シト、先人ノ生活スルヤ穀ヲ食ヒ、穀ハ田畑ヨリ生ジ其田畑ヲ耕スニ鐵ヲ以テス。家ハ木ヲ以テ作ル、其木ヲ伐ルニ鐵ヲ以テス。鐵ハ山ヨリ成ル、其山ヲ穿ツニ鐵ヲ以テス。人ヲ殺スモ鐵ヲ以テス。其外人ノ生活ニ要スル物鐵ヨリ大ナルハナシ。其鐵ノ發明スルヤ始メ「フランス」ニテ鐵ノ降リシ事有リ、之ヲ取テ火ヲ交ヘシニ忽チ熔解ス、其近キ邊リニ「アルペン」ナル山アリ火山ニシテ烟焰常ニ絶ヘズ。其山ヨリ飛出セシヲ察シ其所ニ至リ相似タルモノヲ熔シテ見レバ同種類ナリ。故ニ

方今追々發明加ハリ海岸ノ臺場軍鑑其外大小ノ器械盡ク鐵ニ非ルハナク其價モ又木ヨリ廉ナリ。日本ニテハ鍋釜等ノ小器ニ用ユレモ猶足ラズ。其價木ヨリ又高シ。其所以ハ雲伯南等ニテハ「ファイゴ」ニテ「トコ」ト云フ物ニ多分ノ炭ヲ焚キ鍊ヲ得ル、三四日ニ千貫目程、一月ニ七千貫目過ス外國ハ不然。熔鑛爐ニテ鐵ヲ製シ、其熔鑛爐ヲ晝夜用ヒテ十月又ハ一年位保ツニ、晝夜ニテ鐵ノ鑛千貫目程ヲ得。一月ニ三萬貫目、十月ニ三十萬貫目也。熔鑛爐ヲ晝夜絶エズ用ヒテモ内部ハ微々損スル而已ニテ外部ハ損セズ。水車蒸汽ノ力ヲ加ヘル事故人ノ勞ヲ省クナリ。偶々南部ニテ右ノ器ヲ作り用ヒケレモ「ヒールハストステイン」ト云フ者ノ用ヒ方ヲ知ラズ遂ニ廢物トナレリ。十五日程ノ鐵代有レバタトヘ異人ヲ雇ヒテモ一年ノ給料ハ足ル可シ。故ニ官府ノ命ヲ以テ要用ノ地ヘ取建可シ左スレバ鐵ハ益々盛ニナリ鐵城モ出來、鐵軍艦砲臺等作ラレ其外人民ニ益アル事

推シテ知ル可シ。カ、ル緊要ノ事ヲ捨テ何ヲカセン、昔王政ノ頃日本六十餘州國ノ大小ニ因リ釜座ヲ一州ニ何軒ト勅許有リ今モ猶然リ。鍋釜ハ人民日用離シ難キモノナレバ右ノ如クセシ也。然ルニ鍋釜目方重ケレバ鐵モ多ク費ル故今ヨリ以後「反寫爐」ト云フ者ニテ鍋釜ヲ鑄、是ヲ「ロクロ」ニテ薄クスベシ、反寫爐ハ鐵ヲ穿ル所ニ取り建テ鍋釜ヲ作り釜座ヘ送ルベシ。左スレバ荒鐵ヨリハ運輸ノ費モ省クベシ。殊ニ因リテハ釜座ヘ反寫爐ヲ置クモ可ナリ。右鍋釜薄クセバ一日一軒ニテ薪三本省クモ日本凡五千萬ノ人口トシテ一家五人宛ト見テ千萬軒ナレバ三千萬本ナリ。國ノ開クルニ從ヒ人モ増セバ薪モ費ル事ナレド薪ハ元造作ノ力ニテ生育シ必用ノ物ナレバ多分ニ用ユレバ無益ナリ。鍋釜ハタトヘ高價ニ求ムルモ金ハ世上ヘ融通ノ物ナレバ廢ルニル非ズ。材木ヲ多分ニ用ユルハ天地ニ對シテモ無益也。

貨幣

貨幣ノ位ハ物價高低ニ關ハル事ニテ國家ノ緊要ノ品也。中古金壹兩銀六十目ト定メシハ實ニ相當也。然ルニ元幕府ノ猾吏金銀之間銀ヲ上セ金ヲ吹下グ共ニ不相當也。近年四民ノ困窮ノ元ハ幕府困窮ノ元ヨリ起リ、幕府ハ四民ニ對シ借金トイフ様ナルモノ也。然シ政事ノタメニ遣シモノナレバ自今以後年々三十萬兩ニテモ五十萬兩ニテモ元ノヨキ位ニ吹替ヘ惡シキ金ト混ジテ用ヒバ速ニ相當ノ品ニ改ルベシ、且金銀トモ銅何ホド入ト書物カ又ハ新聞紙ニテモ載セ、公然ト世界ヘ布告シ、外國ノ貨幣トテモ其儘日本ニテ通用スベシ。貨幣ハ融通ノモノナレバ角ナルハ止リツカユル姿故忌ヘリ。小判甲州金ノ如ク圓形ヲヨシトス。外國モ皆然リ。王政ニ成シ事ナレバ新造ノ錢ハ盡ク銅ニスベシ。青銅黃銅ハ銅ヨリハ餘

程位劣リシ物也。然ルニ銅ヘ鉛錫ヲ交ヘ錢ヲ作ルハ天地萬國ヘ對シ條理ヲ不辨愧ヅベキナリ。日本紙幣通用ノ國アレドモ王政ニナリテハ是ヲ止ムベシ。如何トナレバ紙幣ヲ用ユレバ國衰微シテ富ヲ不致。然レハ外國ニテモ紙幣ヲ用ユル國ハ其用方官府ニテ商人ヨリ十萬金借レバ十萬金紙幣ヲ商人ヘ渡シ隨意ニ融通致サセ、壹萬金ニテモ貳萬金ニテモ返セバ紙幣モ其通ニ致シ、皆返セバ紙幣ヲ取上ル也。如此セバ紙幣ノ弊モナク、却而便利也。世界不通用ノ我貨幣ヲ以テ外國ト交易セバ日ヲ追ツテ日本ノ衰耗窮ナシ、速ニ外國ニ模倣シテ是ヲ改ムルハ急務ナルベシ。

衣食

我國人性質伶俐明敏ナレテ往々事ニ堪ヘ兼ル者アルハ其所以ヲ尋ヌルニ養生惡キ故ナリト。衣食ハ人身ニ取リテ尤大切ノモノ也。粗食粗品ニテ

學問ヲナシ精神ヲ費セバ身體ヲ勞シ廢人トナリ、後年事ニ堪ヘガタシ。肉食ノ國ハ人材多ク牛豚ノ肉ヲ食ヒ、毛織ノ衣ヲ着スレバ身體強健精神充實スル也。古聖賢モ牛羊鷄豚ノ肉ヲ好ミ我國モ上古ハ肉食ナリシニ佛法盛ニ行ハレテヨリ追々肉ヲ不食、人モ柔弱ニナリス。故ニ毛衣肉食ヲ以テ筋骨ヲ健ニシ、氣力ヲ養ヒ人材ヲ育スルハ方今ノ急務ナルベシ。

女 學

國家ヲ治ムルハ人材ニヨルモノナレバ是ヲ育スルハ緊要ナリ。日本支那ハ婦人ニ學問ヲ教ヘズ、自今以後男子ト同ジク學バスベシ。夫婦トモ精神十分ノ智ヲ盡スモノナレバ其子親ニ優リ又其子モ親ニ優リ、追々俊傑ノ生ルハ其理也。童子ハ婦人ト關スルコト多ケレバ婦人賢ニシテ教ユルト愚此ヲ育ツルトハ其相違甚シ。夫女ハ生質沈密ノ者ナレバ其性ニカ

ナフ學術國體ニ關ハル者ヲ撰ビ教ユベシ、且才女ハ猶ホ學バスベシ。

平 均 法

富者ハ常ニ逸シ貧者ハ常ニ勞ス。如此貧富偏ルモツマリハ國ノ貧ニ至ル也。且嫡子ハ愚ナルモ家督ヲ續ギ、二三男ハ賢ナルモ產業モナク徒然ニ世ヲ過ス國ノ惡弊甚大焉。然レドモ富者ヲシテ貧者ニ財ヲ分チガタシ先 天子ヲ除クノ外侯伯士農工商ニ至ルマデ其子五人有レバ五人、三人ナレバ三人、人數ニ依リテ己ノ家督ヲ各々ヘ平等ニ分與スベシ。サスレバ貧富偏スルコトナク遂ニ日本ノ富ヲ致スニ至ルベシ。且我國子ナキ者ノ家産ヲ舉ゲテ他人ヘ讓ルハ是其理ニ戻ル也。(女子アツテ智ヲ迪ヘ) 家督ノ絶ユル時ハ家産ヲ親戚ニ與フベク親戚ナキ時ハ官府ヘ收ムベシ。

方今日本米ヲ以テ常食トス。然ルニ人ノ幅轆スル津港コソ米モ十分アレハ僻境ノ山中ニ至リテハ甚ダ乏シク木實或ハ草ナドヲ食ス。是ヲ以テ國中ナラシ見レバ甚ダ不足ナルヲ知ルベキ也。且米穀ノ十五分ノ一ハ酒ヲ醸ス爲ニ費フ也。米穀ノ高低ハ諸價ニ關係スルコトナレバ米價ヲシテ廉ナラシムベキ也。且人身窮理ヲ以テ見ルニ米ノ酒ハ養生ニ害アリ故ニ之ヲ醸ル事ヲ官府ノ命ヲ以國中ニ禁ズベシ。サスレバ僻境モ米ニ足リ、諸物價廉ニナリ、我國産ニテ辨ジ他産不廉ノ品ヲ用ヒザルニ至ラン。「麥」馬レイ薯「葡萄」馬レイ薯「ハレーナヨ」皆人身ニ補アル者ナリ。是ヲ以テ酒ヲツクルベシ。「葡萄」ハ奥羽夷蝦邊ニ多ク生ズレドモ捨テ、取ラズ、空シク腐ルニ至ル。是ヲ以テ製スベシ。我國ニテハ土器ニ酒ヲモルコトナレドモ體裁モ惡ク

酒ヲ損フ不利ノ物也、且之ヲ作ルニ人手モカ、リ薪炭モ費ル故ニ西洋ノ「フラスコ」ヲ用ユベシ。是ヲ製作スルハヨキ仕法ニイタシ半時ニ百貳拾本一晝夜二千八百八拾本程ハ出來、ソノ釜二十日程ハ保ツベシ。一釜ニ五萬七千六百本出來ルベシ。サスレバ價モ廉ニ酒モカハラズ、儉ナレバ天地ヘ對シテモ宜敷、ヨク開ケタル國ハ土器ヲ用ル事少シ。

條約

方今兵庫開港ニ付テハ先ヅ淡路島明石阿波ノ鼻トマカ島ヘ砲臺ヲ築クベシ。然ルニ軍艦ハ他國ノ制ヲ受ケズ自由ニ出入スルハ萬國公法ナレドモ右四ヶ所ハ我國ノ内海ニテ領地モ同様ニテ殊ニヨレバ埋ルコトモアレバ商船ハ不許ニ入ルモ可也。軍艦ハ不許ニ入ルハ不可也。方今如此規則ヲ立テザレバ後ニ外國交際ニ於テ葛藤ヲ生ズベシ。

軍艦國律

我國追々開クルニ隨ヒ軍艦ヲ備ヘザルベカラズ。然レドモ官府ノミニテ是ヲ製作シ諸藩ニ於テ作ルヲ禁ズベシ。如此規律ヲ立テザレバ後日ニ至ツテ其弊ヲ生ズルコトアルベシ。

港 制

兵庫開港貿易盛ニナレバ各國ノ人輻湊スベシ。異人館ヲ横濱ノ如ク建ツルヲ惡シトス。然レドモ既ニ落成ナレバ不得止、依テ今ノ内町内へ堀ヲ穿チ海濱ヨリ舟ノ往來ヲ自由ニスベシ。サスレバ輸送ノ勞省ケ物價モ自ラ廉ナラン。今是ヲナスハ易ク後是ヲナスハ難シ。且「コウベ」ノ方ハサワリナキ事ナレドモ、和田ノ岬ノ方ハタツミ風ニテモシ誤テ舟中ヨリ

火災起ラバ延焼不可救ニ至ランガ故、逃避ノ爲渠ヲ掘ルベシ。官府ニテ心ヲ用ユル先ヅ是等ヲ急務トス。

救 民

近頃、於西洋蒸汽船、■身、種痘三ツノ大發明アリ。■身ニテ潮ノサシ引セヌ其外萬物ノ働ヲ辨ズ。昔ハ三年ニテ地球ヲ一週ス、今ハ蒸汽船ニテ僅カ一月餘リニテ一週ス。種痘ニテ人民數百萬ヲ救ヒ日本ニテハ未ダ重力ニテ事物ノ道理ヲ辨ゼズ、蒸汽船モ未ダ十分益アルニ至ラズ。種痘ノ事ニ於テハ已ニ人民ヲ救フ十萬ヲ以テ算スベシ。然ルニ疝瘡ニテ身ヲ亡シ病人トナリ、其毒子孫ニ及ブモノアリ。其元ヲ推スニ遊女ヨリ傳染スル也。之ヲ防ガザルハ國政ノ届カザル也。我國津港宿驛等人ノ輻輳スル處ニ遊女場アリ。其病ヲ治スル方ヲ立テザルハ陷井ヲ國中ニ設クル

如シ依テ官府ヨリ醫師ニ命ジ七日目位ニ遊女及ビ遊ブ男子ヲモ改メ、病アラバ其手當ヲナスベシ。サスレバ其病根ヲ盡スベシ。外國ニテモ是ヲ憂ヒ遊女ヲ廢セシ事アレドモ密ニ犯ス者多ク却テ疳瘡盛ニナリシカバ遊女場ヲ元ヘ復シ、病ヲ防グ前ニ有ル如クシ、殆ド絶ユルニ至リシ由、曩ニ蘭人「ボードーイン」崎陽ヘ來リシ時一書生一夜妓樓ニ登リ翌日疳瘡ヲ發シ三日ニシテ鼻腐爛シ遂ニ癡人トナル。「ボードーイン」慍日は惡疾ヲ防ガザルハ國政ノ惡キナリト云々。我思フニ大ニ然リ、夫政治ハ親ノ子ヲ戒ムルト異ル(遊女場ニ行ク事ナカレトイフ也)コトナレバ少シク理ニ戻レル如クナレドモ小利ヲ見ズシテ大害ヲ除クニアリ。サスレバ億兆ノ人民ヲ救ヒ人材ヲ育スル一助トナルベシ

髮 制

余古記繪卷物ノ人物ヲ見ルニ鬘髮ヲ剃ラズ、自ラ質朴ノ風ナリ。今モ八瀬大原ノ里人ハ鬘髮ヲ剃ラズ、自ラ王政ノ古風存スルナルベシ。然ルニ應仁ノ亂夏日ノ炎天ニ困シミ頭ノ前ヲ剃リシガ、遂ニ世上一般ノコト、ナリヌ。清朝ノ風モ見惡キコトナレドモ、我野卑ニ比スレバ優ニシテ士風モ品格モ高ク天地萬國ヘ對シ宜キコトナレバコレヲ復スルニシカズ方今京大阪江戸ニテハ凡貳萬五千人程ノ結髮職有リ、其結髮所至ツテ雜沓スル事ナレバ、或ハ半時或ハ一時ヲ費シ、遊惰ノ者集リ博奕又ハ遊治ノ談ノミニテ少年輩ヲ惡道ヘ導キ、徒ニ光陰ヲ費スノミニテ、大ニ風俗ヲ亂ス也。且日本五千萬一軒五トシテ千萬軒也。一家一年用ユル剃刀油元結費金貳分宛ト見テ五百萬金也。右人口結髮ノ間業ヲ廢スル入費五百萬金位ニ當ルベシ。如此冗費ヲ省キ古風ノ如ク士農工商冠ノ前ヲ立テ、毎朝自ラ梳ラバ品格モヨク快カルベシ。然レドモ一時ニ改ムレバ人情ニ

背クモアルベシ。故ニ十歳以下ノ者ハ古風ニ復シ其餘ハ隨意ニ任スベシ。結髮職油元結ヲ製スル者モ十歳前ハ禁ズベシ。サスレバ二十年ヲ出ズシテ古風ニ復スベシ。

變佛法

我日本六十餘州ノ小國ニテ寺院四十五萬軒アリ其大者住僧數百人小ナルモノモ二三人ヲ下ラズ。法ヲ辨ヘ戒ヲ守ルモノ千人ノ内一人、惡行セザル者百人ニ壹人僅カ有ルノミ。餘ハ皆肉食ヲナシ婦女ヲ蓄ヘ物欲ハ俗人ヨリモ肆、又ハ甚シキモノハ寡妻ヲ奪フニ至ル。古ノ僧ハ愚民ヲ教諭シ善ニ導キシガ、今ハ徒ニ佛像ヲ擁シテ墳墓ヲ守ルノミニテ世ニ益ナキハ推テシルベシ。寺ニ多分入祿ヲ與フルアツテ衣食足ル故ニ業ヲ守ラザルニ至ル。之ヲ廢スル方可ナルベシ。或ハ貨幣ノ融通ヲナシ俗ニ云フ金

貨ノ如シ、法ニ戻ル事甚シ。故ニ自今以後分限ヲ正シ、行末業ノ成否ヲ察シ、官許ヲ受ケテ後僧トナスベシ。依テ從來ノ僧ハ惡弊ヲ除キマヅ語學算術手跡等ヲ始トシテ惣テ實學ヲナサシメ、寺ヲ小學校ニ當テ市町村里ノ商人ニハ英佛ノ語、算術、農人ニハ農業等又ハ人ニ益アル事ヲ教ヘシムベシ。且法戒ヲ嚴ニシ、僧ニ堪ヘ兼ル者、又ハ法ニ背クモノアルトモ是ヲ罪セズ、職人トナシ業ヲ授クベシ。サスレバ凡百萬人ト見テモ一人十金ノ職ヲナセバ千萬金ノ益ヲ得ベシ。且歸俗ノモノアラバ其空寺ヲ學校トシ農商ニ學術ヲ授ケテ兩全經國ノ一助トナルベシ。

商律

兵庫開港貿易スルニ付テハ我國產ヲ外國へ送り、彼ノ國產ヲ我へ運ブ若シ洋中ニ於テ破船スレバ船ノ價ハ五六萬金位ナレ共殊ニヨリ產物ハ百

萬金ニモ及ブベシ。サスレバ商人ハ勿論小諸侯ニテモ家産ヲ失フニ至ラシ。今世國家ノ事ニ於テハ兵ヲ商ト並立スル者ナルニ右ノ如ク不測ノ禍ニ逢ヒ商ヲ廢スニ至ラバ益々國ノ縮トナル。故ニ貿易ハ初ハ自分船ヲ製造シ別ニ船ノ請負トイフ者ヲ立テ(船ヲ造リシ時船主ヨリ分割ヲ付如何程ニテモ數金ヲ請負人ヘ渡シ航海ノ度右金ヲ以テ是ヲ補ヒ又ハ年ヲ經船破損セバ新ニ作ルベク船主ハ意) 荷物請負トイフ者ヲ立テ(荷物ヲ金二百度造ルノミニテ無窮ニ傳ハリ請負人モ相應ノ利益アリ兩全トイフベシ) 又人ノ請負トイフ者ヲ立テ(航海ノ毎度分割ヲ付此請負人ヘ金ヲ渡シ若没セバ百萬金ニ二百萬金ニ償フベシ) 又人ノ請負トイフ者ヲ立テ(航海ノ毎度分割ヲ付此請負人ヘ金ヲ渡シ若子ヲモ撫育シ其子ノ成長送養フベシ) 總テ商社ヲ結ビ譬ヘバ五萬兩分限ノ者五人ニテ一萬兩宛出セバ五萬金也。十人ナレバ十萬金也。是ヲ合セテ商賣スル也。商賣ハ損得定リナキコトナレバ一人ニテ是ヲナシ、產ヲ破レバ回復シ難シ。右ノ如ク組合置ヨリ商社ノ法則ヲ立法ニ背ク者アレバ上ヨリ是ヲ罪スベシ。是迄ノ貿易ニテハ富メル者ハ手ヲ袖ニシテ貧賈戎猾商ナドノミナスコトナレバ萬一利益ヲ得ルトモ極意日本ノ縮トナル。段々商法ヲ立テタトヘ士ニテ

モ有志ノ者ニハ航海術ト通辯ヲ學バシメ、商賣ヲナサシメバ國益々大ナルベシ。

時 法

我國ノ時刻ハ一晝夜十二時ナレ共、西洋各國ノ如ク午ヨリ子マデヲ十二時ニ定ムベシ。時刻ハ上下日用常行ノコトニ關ハルコトナレバ一時一分一厘ト分チ正クスベシ。正シケレバ人ヲ役スルニモ平等ニ使ハレ、物ヲ製スルニモ正シキヲ得ベシ。生ヲ欲シ死ヲ惡ムハ人情ノ常ナレドモ時ニ踰隙ヲ過シ易キモノナレバ時計ヲ以テ既物トセズ、必用トシ寸陰ヲ惜ムニ至ラバ人事ニ益アルベシ。

曆 法

夫曆數ハ上古黃帝ノ時ニ始リ夏、商、周トモニシニ孔夫子モ夏ノ時ヲ

用ユトイツテ我日本往古ヨリ聊ノ變革ハアレドモ夏正ヲ用ヒ、夏正ナレバ年ニ寄り閏月アリ、閏月ハ人事ニ益ナキモノニテ上タルモノ貢賦ヲ收メ、下タルモノ給料ヲ得ルモ其月ヲ加ルニ至ラズ、シカシ依舊心附ヌコトナレドモ其實害ナキニアラン、如何トナレバ人ハ日ニ寄り生活スルモノナルニ月ニヨリ曆ヲ作りシ故也。且毎年新曆ヲ取りテ梓ニ上セ手數モ費ヘ加之曆中下段 朝廷ノ撰ナレ共天地ノ間ノ吉凶アルベキ理ナシ。然ルニ愚者ハ惑ヒ智者ハ是ヲ笑ヘリ。外國ヘ對シテモ實ニ愧ズベキナレバ西洋ノ如ク一年三百六十五日四分度ノ一ト定メ、四季ニ一日ノ差出スベシ、故ニ四ケ年ノ曆ヲ一度作レバ萬代不易ニテ曆ノ價闔國戸數ニ當レバ二十五萬兩ホドモ省クベシ。紀元モ度々改ルハ不都合故古代ノ如ク是ヲ廢シ神武帝即位ノ年ヲ始メトシテ何年々々ト數フベシ。サスレバ綿々タル皇統ヲ欽仰スル端ニテ國家ノ美事ナルベシ。

官 醫

夫病ヲ治スルハ醫ニヨルコトナレバ緊要ノ術也。故ニ外國ノ醫ハ自他ノ學術トモニ研究シ、技藝精巧ナレバ一級ハ一級二級ハ二級ト他國ヘ行キテモ分ル也。我國官醫ノ如キ門地ヲ以テス。其巧拙三歳ノ童子タリ共論ヲ待タズ。然シ崎陽ニテ洋醫ヘ親シクシ業ノ熟セシ者モ兩三輩アレドモ是ヲ置ク。

玉體ヲ唐醫ニ委スルハ實ニ恐多キコト也。依而方今第一等ノ醫ヲ舉ゲ玉體ヲ奉護スルコト急務ナルベシ。

結論 京都の恩人

桓武帝以來、京都は我日本の政治文物の中心たり。中頃武家專横の時

代に於ても、全然皇城の地を度外に置く能はず。斯くして京都は千有餘年の久しきに亘りて、兎にも角にも我國の首都たるの威嚴と制度とを備へ、士民其業に勵み、殷盛を極めたり。

然るに千年の古都も、王政維新の變革に會し、その渦中の焦點たるに至り、討幕、佐幕の兩派は頻りに去來し、遂に京都は劍火銃砲の巷となり腥風慘たる市街戦をすら演出して、民心恟々、最後の日の近きを想はしめたり、幸にして順逆勝敗の數忽ちにして定まり、砲火鎮まり庶民聊か愁眉を開けり。

然るに幾何もなく、明治二年の遷都は突如として來り、士民再び色を失ひ、周章狼狽、對策を講ぜんとするも亦及ばざりき。

兵變より救はれたる京都は、茲にその安定を奪はれ、王城の地一朝にして空しく草苑と化せんとせり。

旻天之を憫み、京都の頽廢を救援すべく一偉人を起せり。我山本覺馬翁は是れ也。翁は由來會津藩の一武人、何等の因縁を京都に有せず、明治新都の東京に移るや、當年の偉材は先を争うて之に趁きたり。覺馬翁にして、若し身健に、宿痾の累するなくんば、或は渠も亦、先輩同輩に伍して永久に京洛の地に別離を告げたるやも知るべからざるなり。

會ま翁は幽囚二年の獄中生活の結果、癒すべからざる眼病と脚疾を獲て、更に雄飛の機會を逸したるは翁の爲には不幸なりしならんも、京都府のためには得難きの僥倖なりき。

聽て府縣制發布、地方自治の新制と共に、京都は更に一人材を得たり後の府知事、榎村正直氏は是れなり。

車駕東遷により、萎微消沈の極に陥りたる京都は、是等の先覺者によりて鞭撻せられ、雄々しくも新興の道程に上るを得たり。

翁が當時の京都府參事たりし横村正直と肝膽相照し、翁は懇囑せられて京都府顧問となり、相扶けて新時代に處する府是を定め、萬難を排して邁進せり。則ち産業の振興、教育の普及はその標榜する所なり。

畏くも、明治天皇陛下には舊都の民情を軫念あらせられ、御内帑金を下賜せられて之を慰撫し給ふ。上下感泣、聖旨に酬ひんことを期し、朝野を擧げて新京都の建設に従事するに至りたり。

此の間に處する府當局の苦心は想像に餘りありたるべきも、斯の如き改革の大事業は、獨り能く府當局のみに委して成就するものに非ず、之に參劃し、之を鞭撻指導する者あるにあらずんば到底その目的を達成し難し、即ち之に膺りたる翁の功績や、決して忘る可からざるなり。

産業振興を獻策したる翁は、西陣機業の危機を救ふて今日の隆盛を致さしめたるを第一とし着々産業の開発を圖り、或は博覽會を開き、授産

場を設け、牧畜を獎勵し、其他運輸、交通、商業、工業等の各方面に新文明を輸入し、千年舊都の民をして新政を謳歌し、其業に安んぜしめたるのみならず、その計劃實行したる所のもは孰れも他府縣に率先して模範を示し、中央政府をして呆然たらしむるものありたる如き、京都府が翁に負ふ所眞に多大なりと謂ふべし。

殊に翁が最も意を注ぎたる教育方面に於ても、維新渾沌の際、國民教育、女子教育の急務を絶叫し、當局をして其制度を完備せしめ、殊に精神教育の忽にすべからざるを看破して、新鳴裏を佐けて同志社の創立に力を盡し、今日の盛大を來さしめたる如き、永く京都府の忘るべからざるものなり。

是等は翁がその京都府顧問時代に、その蘊蓄を傾けて熱心盡瘁せる所のものにして、更に翁が府會議員に選ばれ、議長として夙夜府市民の利

害休戚を念とし、地方自治と、その福祉の爲めに毅然として虹の如き氣を吐き、當局をして非違なからしめたる如き、長く府市民の銘記して忘るべからざる事蹟なりとせざるべからず。

或は其後商法會議所會頭に擧げられて、商業機關の發達に努めたる等翁が六十餘年の生涯中、會藩の一武人として壯年國事に奔走したる以外は、その全部を擧げて京都の爲に傾倒し、忠實なる一市民として、又時代の先覺者として、盡瘁至らざるなく老いて閑居するも猶且つ、後進を誘導激勵して倦む事を知らざりき。

觀じ來れば明治初年の京都は、翁の精神、思想、抱負、經綸の權化にも稱すべく、翁の功績は京都府の事蹟と相反映し、二にして一なりと謂ふも敢て過當にあらざるを想はしむ。

京都が一度戊申の兵亂に遇ひ、二度遷都の悲運に際會し、意氣消衰、

百事頓挫して再び往者の姿を見る能はざらんとするの秋、翁の如き卓抜の識見を有し、不撓不屈の偉材を得たるは眞に幸福にして、爲に時代の潮流に先驅し、新文明を齟齬し順應して能く今日あるを得たる故ありと謂ふべし。

勿論、此の間に處し明敏果斷の府當局と、幾多之を圍繞せる當時の新知识、若くは醒めたる當時の小數市民の功も亦没すべからずと雖も、之が羅針盤たり、水先案内たりし翁の功績や、蓋し冠絶すと稱すべき也。亡びんとせる京都は翁によりて救はれたり、翁は誠に京都再生の大恩人なりと稱するも決して過褒に非ず。

宣なる哉、大正四年秋の御大禮に際し、其功績天聽に達し、從五位を贈り叙せらる。翁若し靈あらば、若王子山頭墓穴の下、聖思の優渥なるに感泣せるなるべし。

山本覺馬傳終

昭和三年十二月十五日印刷
昭和三年十二月二十日發行

(定價金貳圓)

山本覺馬

不許
複製

著者	青霞村
發行者	廣瀨重次郎
印刷者	北牧嘉一

京都市上京區室町上立賣下ル
 裏築地町九十三番地
 大阪市港區八幡屋元町二丁目
 二百十五番地

發行所

同

志

社

京都市上京區新北小路町六百拾貳番地

電話 五 四 三 〇

終